平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）

現地視察・事前説明会資料

平成26年8月29日

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

①

事業名称　スポーツ施設管理運営事業

施設名称　市内のスポーツ施設

担当課	生涯学習部　文化・スポーツ振興課
事業の 現状と課題	本事業の指定管理者は、市内２９のスポーツ競技団体で構成するＮＰＯ法人河内長野市総合スポーツ振興会であり、①スポーツ施設管理業務（市内１３施設の利用許可や施設、付属設備等の維持管理に関する業務）と②スポーツ振興関連事業業務を実施している。 ①スポーツ施設管理業務について スポーツ施設を頻繁に利用するスポーツ競技団体で構成されている特性を生かし、利用者からの情報に基づき、軽微な修繕に対して速やかに対応するなど、利用者の意見を反映させた施設の維持管理を実施していることから、評価シート「施設の維持管理」の市側評価点を「４」とした。 ②スポーツ振興関連事業業務について 競技スポーツ者だけではなく、未就学児や高齢者など、幅広い世代を対象に、平成２５年度において自主事業（５事業）と市受託事業（６事業）を実施した。構成するスポーツ競技団体と連携・協力し、地域密着型で健康づくりやスポーツ機会の提供を実施していることから、評価シート「利用者サービスの向上　①施設設置目的との整合性」の市側評価点を「３」とした。 これまで、本市のスポーツ振興施策は、同振興会との「協働」で進めてきており、今後においても、その「協働」関係を深め、発展させたいと考えている。今回の評価を踏まえ、平成２６年度を含め残り３年間で、利用者サービスの向上につながるスポーツ振興関連事業の充実を図ることが課題と考える。
要検討事項	課題となる利用者サービスの向上につながるスポーツ振興関連事業の充実を図るため、地域密着型の特性を生かした事業を拡大・充実する必要性があると考えますので、この観点から、ご議論をお願いしたいと存じます。

＜目次＞

決算成果報告書（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

指定管理者モニタリング制度　指定管理者年度評価表　・・　３

指定管理者モニタリング制度　補足調査表　・・・・・・・　４

管理運営に関する基本協定書　・・・・・・・・・・・・・　５

業務仕様書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

管理運営に関する年度協定書　・・・・・・・・・・・・・　２９

事業報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

スポーツ施設の利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

所管課	生涯学習部文化・スポーツ振興課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第3章 元気創造都市	06 市民スポーツ	02 スポーツ振興の環境を整える

事業：スポーツ施設管理運営事業

整理番号 0592

目的

市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の運営管理を行い、施設利用における利用者の安全の確保と利便性の向上を図る。

目標

スポーツに親しむことができる場を確保し、スポーツの推進を図るとともに、施設利用における利用者の安全の確保と利便性の向上を図る。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		99,986
財源内訳	一般財源	78,949
	国府支出金	0
	地方債	0
	その他特定財源	21,037

コスト情報・評価

総コスト(千円)		111,794
内訳	事業費	99,986
	人件費	2,287
	公債費	9,521
一人あたり(円)		1,001
世帯あたり(円)		2,366

総合評価

A

妥当性	A
効率性	A
有効性	A

評価理由：適正な施設の運営管理を行った。

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	適正な施設の運営管理を行った。

今後の方向性

円滑なスポーツ施設の運営管理を行い、施設利用におけるさらなる利用者の安全確保と利便性の向上を図る。

事業優先順位	1	細事業：スポーツ施設管理運営事業	整理番号	02

目的

スポーツ施設情報システムを運用し、市民に簡単便利なサービスを提供するとともに、スポーツ施設の管理運営の円滑化を図る。

目標

スポーツ情報システムの円滑な運用管理を行うとともに、市外の方の登録者の拡大を図る。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成10年度以前	根拠法令	河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		99,986	93,865	6,121
財源内訳	一般財源	78,949	71,597	7,352
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	体育施設使用料	2	22,268	−1,231
	スポーツ施設利用料	20,923		
	オーパス更新料等	112		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト(千円)		111,794	113,766	−1,972
内訳	事業費	99,986	93,865	6,121
	人件費	2,287	1,984	303
	公債費	9,521	17,917	−8,396
一人あたり(円)		1,001	1,008	−7
世帯あたり(円)		2,366	2,413	−47
参考	職員数(人)	0.30	0.25	0.05
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

円滑なスポーツ施設の運営管理を行い、施設利用におけるさらなる利用者の安全確保と利便性の向上を図る。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	スポーツ施設利用者
A	A	A		

事業：スポーツ施設管理運営事業

市民が身近にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の運営管理に指定管理者制度を導入し、施設利用者の利便性の向上を行った。

細事業：スポーツ施設管理運営事業

１．施設利用状況

スポーツ施設を安全に使用できるよう施設の維持管理を行い、スポーツ環境の整備に努めた。

単位：人

施設		利用人数	利用率（%）	施設		利用人数	利用率（%）
市民総合体育館（競技場・第２競技場・会議室・卓球場・トレーニング室）		132,823	－	寺ケ池公園野球場		31,025	25.9
				天野少年球技場		19,929	36.3
				武道館		34,638	78.2
運動場	大師総合運動場	77,212	61.7	庭球場	寺ケ池公園庭球場	31,959	70.6
	下里総合運動場	56,773	20.3		大師庭球場	12,117	47.2
	赤峰市民広場（野外ステージ・控室・会議室・研修室）	113,095	－		荘園庭球場	12,877	26.9
				プール	寺ケ池公園プール	16,447	－
					烏帽子形公園プール	9,085	－
キャンプ場	赤峰市民広場	955	－	合　計		549,554	－
	岩湧野外活動広場	619	－				

（※利用率は使用時間を利用可能時間で割って算出）

２．オーパス・スポーツ施設情報システム利用状況（メディア別）

オーパス・スポーツ施設情報システムを引き続き運用し、スポーツ施設の運営を円滑にするとともに、利用手続きの簡素化・迅速化により、サービスの向上を図った。

メディア別	音声	街頭端末	インターネット	携帯ウェブ	業務端末	合計
利用件数	1,747	1,909	45,619	980	6,656	56,911
構成比（%）	3.0	3.4	80.2	1.7	11.7	100.0

３．スポーツ振興事業

(1)市民スポーツ大会の開催（計２３種目　　参加者総数　約９，１００人）

バドミントン、バスケットボール、サッカー、ソフトボール、テニス、バレーボール、ゲートボール、少年軟式野球、ソフトテニス、卓球、軟式野球、剣道、少林寺拳法、居合道、陸上競技、水泳、柔道、ペタンク、グラウンドゴルフ、インディアカ、体操フェスティバル、軽スポーツ、スポンジテニス

(2)大阪府総合体育大会派遣事業（総出場者数　４８３人）

参加種目　　サッカー、ソフトテニス、ソフトボール、卓球、テニス、軟式野球、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、剣道

４．市民スポーツ教室開催事業

(1)トレーニング講習会　（実施回数：１６回　受講者数：２８５人）

市民総合体育館トレーニング室の安全かつ効果的な利用を図るため、講習会を開催した。

(2)トレーニング相談　　（実施回数：１２回　相談者数：４５人）

市民総合体育館トレーニング室利用者に対し、トレーニング方法などについて、専門トレーナーが指導・相談を行った。

■平成２５年度　指定管理者年度評価表

施設名称	河内長野市立市民総合体育館、他１２施設		
指定管理者名	特定非営利活動法人　河内長野市総合スポーツ振興会		
対象期間	平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日	担当課	文化・スポーツ振興課

評価項目		評価
サービスの提供	施設の設置目的に沿ってサービスを提供しているか。	○
	使用時間、使用日、使用期間は遵守されているか。	○
	使用者に対する情報提供は適切か。	○
	使用者の安全は確保されているか。	○
	使用の承認、案内等は適切かつ迅速か、また接遇は適切か。	○
	施設の使用率は適正な水準にあるか。	○
	指定管理者が行った事業は、市民サービスの向上に役立ったか。	○
施設等の維持管理	建物躯体及び設備機器の保守管理・安全確認等は適切か。	○
	修繕は適切か。	◎
	備品の管理は適切か。	○
	清掃、警備、衛生管理は適切か。	○
その他	サービス提供及び施設の維持管理のため、適正な人員が配置されているか。	○
	苦情等の対応は迅速かつ適切か、また市に迅速に報告しているか。	○
	良好な関係を保つべき関係団体や地域との連絡調整は適切か。	○
	緊急時に備えた、体制、対応マニュアル、研修・訓練等は適切か、また、防火、防犯体制の整備、研修、訓練は適切に行われているか。	○
	個人情報保護のための体制、書類等の整備・保管、問い合わせ等への対応、研修は適切か。	○
	使用料、利用料金の取扱は適切か。	○
	省エネルギー、省資源、環境配慮物品等の購入など環境への配慮はなされているか。	○
	業務を外部委託している場合、その業務は施設管理の主要な部分以外であるか、また、外部委託に過度にシフトしていないか。	◎
	アンケート調査の結果は良好か。	○
	利用者等のニーズを把握し、管理運営に反映できているか。	○
	管理経費は縮減されているか、または、縮減に向けての努力がされているか。	○

評価欄の説明

◎：協定等の遵守に加え、指定管理者のノウハウを活かした優れた管理が行われた。
○：協定等を遵守し、仕様書に沿った管理が行われた。
△：協定等を遵守し、概ね仕様書に沿った管理が行われたが、一部に課題がある。
×：一部、協定等が遵守できていない。又は、不測の事態等により仕様書に沿った管理ができなかった。

■総合評価

市の取組み成果等	指定管理者である総合スポーツ振興会との連携を密にして、老朽化の著しい施設の情報を的確に入手し、主な取り組みの一つである施設の改修や修繕が迅速に実施できた。また、スポーツ振興の面においても、本振興会並びにスポーツ各種団体と更なる協働による事業展開を行い、市民へのスポーツ振興が図られた。
指定管理者の取組み・成果等	平成２４年度に引き続き、平成２５年度においても、安全管理を第一に考え、主に老朽化の著しい施設の点検や修復に取り組んだ。振興会独自で修繕業務を行ったことにより、コストの削減が図られ、その分多くの修繕件数を迅速にこなすことができ、利用者へのサービス向上が図られた。 また、自主事業において、子供のための事業「こどもフェスタ」などを開催したり、高齢者の健康実態調査を実施したり、年齢に応じた事業展開を行って成果を上げている。
今後改善や工夫すべき点等	平成２５年度までは、老朽化の著しい施設の修復を主な取り組みとして実施してきたが、今後は管理体制を整え、受付業務や申請業務などの事務改善などを行うことにより、更なる市民サービスの向上を図る。
改善に向けた方向性	今後も利用者の安全管理を第一に考えるとともに、新しいスポーツ施設（下里人工芝球技場など）も踏まえた管理体制による市民サービスの更なる向上やスポーツ振興事業についても、子供の体力増進のための新たな事業の取り組みが図られる。

指定管理者モニタリング制度　補足調査表

指定管理者名	特定非営利活動法人　河内長野市総合スポーツ振興会

■公正採用・人権研修・障がい者雇用への対応状況

項目		平成26年4月1日現在
１．従業員数	①フルタイム労働者（週３０時間以上の常時雇用労働者）	４人
	②短時間労働者（週２０～３０時間勤務）	８人
	③週２０時間未満勤務の労働者【参考】	０人
２．公正採用への対応について	①「一定規模の事業所」該当の有無	非該当
	②「公正採用選考人権啓発推進員」の設置の有無	無
	③②で設置していない場合、その理由	
	④②で設置していない場合、今後の設置予定及び市としての対応状況	
３．人権研修の実施・受講状況		市の研修を受講
４．障がい者法定雇用率の達成への取り組み状況	①法定雇用障がい者数	０人
	②雇用する障がい者数	０人
	③②について、フルタイム／短時間労働の別	
	④②について、障がいの内容	
	⑤②について、配属先	
	⑥基準を満たしていない場合、今後の採用予定及び市としての対応状況	

■その他

①定期の履行確認

施設への立入調査の実施状況	実施している　・　実施していない

②利用者アンケート

実施状況	実施している　・　実施していない
実施方法	主要4施設（総合体育館・赤峰市民広場・武道館・寺ヶ池公園庭球場）にアンケートボックスを設置し、施設利用者に対しアンケートを実施。また、施設利用者だけでなく「健康の日事業」参加者に対してもアンケートを実施。

③利用者からの苦情・要望について

苦情・要望件数	年間（　43　）件程度
多く寄せられる苦情・要望	○施設の老朽化による修繕、補修の要望（トレーニング機器の故障、電球切れ、扉破損、雨漏りなど） ○警備員等（清掃員含む）の言動に対する内容 ○施設開場不備に対する苦情

④職員の接遇研修

接遇研修の実施状況	実施している　・　実施していない

⑤避難訓練の実施状況と、緊急時対応の仕組み整備

避難訓練の実施状況	実施している　・　実施していない
緊急時対応マニュアル等の作成状況	作成している　・　作成していない

河内長野市立スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書

河内長野市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者である特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会（以下「乙」という。）とは、次のとおり河内長野市立のスポーツ施設（河内長野市大師町２５－１所在、他。以下「本施設」という。）の管理運営に関する基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章　総　則

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第２条　甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の活性化を図ることにあることを確認する。

（信義誠実の原則）

第３条　甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理施設）

第４条　管理運営業務（以下「本業務」という。）の対象となる本施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　河内長野市立市民総合体育館
　　所在地　　河内長野市大師町２５－１
（２）名　称　　河内長野市立大師総合運動場
　　所在地　　河内長野市大師町８８５－２
（３）名　称　　河内長野市赤峰市民広場
　　所在地　　河内長野市小山田町３７９－１
（４）名　称　　河内長野市立下里総合運動場
　　所在地　　河内長野市下里町８９２－３
（５）名　称　　河内長野市立天野少年球技場
　　所在地　　河内長野市天野町２９１
（６）名　称　　河内長野市立寺ヶ池公園野球場
　　所在地　　河内長野市千代田台町１９－１
（７）名　称　　河内長野市立寺ヶ池公園庭球場
　　所在地　　河内長野市千代田台町８２６－１

（８）名　称　　河内長野市立荘園庭球場
　　所在地　　河内長野市小山田町２６４９－５６４
（９）名　称　　河内長野市立大師庭球場
　　所在地　　河内長野市大師町８５－５１８
(10) 名　称　　河内長野市立武道館
　　所在地　　河内長野市西代町９０４－１
(11) 名　称　　河内長野市立岩湧野外活動広場
　　所在地　　河内長野市加賀田３８２２－１
(12) 名　称　　河内長野市立寺ヶ池公園プール
　　所在地　　河内長野市千代田台町１９－１
(13) 名　称　　河内長野市立烏帽子形公園プール
　　所在地　　河内長野市喜多町７２５

２　乙は、施設を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りでない。

（指定期間）

第５条　本協定に係る指定期間は、平成２４年４月１日から平成２９年３月３１日までとする。

２　乙が本協定に従い実施する本業務にかかる会計年度（以下「会計年度」という。）は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

３　第１項の規定にかかわらず、乙は本協定締結の日から指定期間開始日の前日までの期間に本業務に必要な準備行為を行わなければならない。

（開館時間及び休館日）

第６条　本施設の開館(場)時間及び休館(場)日は、各施設の条例（昭和５３年河内長野市条例第２号、他。以下「本施設条例」という。）に基づき、施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、甲の承認を得て乙が定める。

２　乙が特に必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、本施設を臨時に開館(場)し、又は休館(場)することができる。

第２章　本業務の範囲

（管理の基準）

第７条　乙は、本業務を法令、条例、規則等に基づき適正に行うとともに、本施設の設置目的を最大限に発揮させることができるよう努めなければならない。

２　乙は、本施設を常に善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

（業務の範囲）

第８条　前条の規定による本業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）本施設の利用の許可に関する業務

（２）本施設の施設、附属設備、器具備品等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（３）スポーツ振興関連事業

（４）前３号に掲げるもののほか、本施設の運営に関する業務のうち、甲が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目及び条件は、指定期間の内、各年度毎にそれぞれ甲乙で締結する管理運営に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）により定めるものとする。

第３章　本業務の実施

（本業務の実施）

第９条　乙は、本協定、年度協定、本施設条例その他関係法令に従って、本業務を実施するものとする。

（事業計画書）

第１０条　乙は、会計年度ごとの本業務に関する事業計画書を作成し、甲に対して会計年度開始１５日前に提出し、甲の確認を得なければならない。

２　前項の事業計画書には、次の各号に掲げる内容を記載すること。

(1) 本業務の実施予定及び本施設の利用の予定

(2) 本業務に係る収入の予算

(3) 本業務に係る経費等の支出の予算

(4) 前３号に掲げるもののほか、本業務に関して甲が必要と認める事項

３　前項に規定する事業計画書の様式は、甲乙協議により定める。

（事業報告書）

第１１条　乙は、本業務に関する事業報告書を作成し、会計年度終了後の河内長野市スポーツ施設情報システム（以下「オーパス」という。）における収入処理完了後、速やかに甲に提出し、確認を得なければならない。ただし、第３５条から第３７条までの規定により、年度の途中において指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分の日から起算して３０日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

２　前項の事業報告書には、次の各号に掲げる内容を記載すること。

(1) 本業務の実施状況及び本施設の利用の状況

(2) 本業務に係る収入の実績

(3) 本業務に係る経費等の支出状況

(4) 前３号に掲げるもののほか、本業務の実態を把握するために甲が必要と認める事項

３　前項に規定する事業報告書の様式は、甲乙協議により定める。

（モニタリング制度の実施）

第１２条　乙は、甲が実施する「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入指針」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施手順書」に定める事項その他モニタリングに関し、甲乙が協議して定める事項を実施しなければならない。

（調査等）

第１３条　甲は、本業務の適正を期するため、乙に対して、本業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

２　甲は、本業務の適正な処理を期するため必要があると認める場合は、乙の帳簿、書類その他の記録を検査し又は本業務について実地に調査することができる。

３　乙は、毎月の本業務に係る業務報告書を、甲が指定する様式により、甲に対して翌月末日までに提出しなければならない。

４　乙は、甲から本業務に関する調査報告を求められた場合は、速やかに甲に対して報告しなければならない。

（指示）

第１４条　前条の規定による調査等の結果に基づき、甲が本業務について改善する必要を認め、その方法を指示した場合は、乙は、これに従わなければならない。

（第三者による実施）

第１５条　乙は、書面により甲の承諾を得たうえで、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、河内長野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成２３年河内長野市要綱第３４号）別表第１に規定する措置要件に該当する者でないこととする。

２　乙が前項の規定により第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して、乙が委託し、又は請け負わせた第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、乙が負担するものとする。

（緊急時の対応）

第１６条　指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して速やかに報告しなければならない。

２　事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して速やかに事故等の原因調査にあたるものとする。

（情報セキュリティ）

第１７条　乙及び乙の職員は、本業務の実施によって知り得た秘密及び個人情報（以下「個

人情報等」という。）が適切に保護されるよう、甲から別に配布する河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項に定める事項を遵守するとともに、次の各号に定めるところに従うものとする。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。

(1) 個人情報等の秘密保持及び漏洩等の事故防止に努めるとともに、本業務に関して知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

(2) 第１５条第１項の規定に基づき、本業務の一部を外部委託するときは、当該受託者及びその従事者に対して、個人情報等の保護に関し本協定の内容を遵守させなければならない。

(3) 個人情報等を本業務の目的外の用途に使用し又は第三者へ提供してはならない。

(4) 万一、個人情報等に関する漏洩等の事故が発生した時は、直ちに甲に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(5) 業務に必要のない個人情報等の複写及び複製を行ってはならない。また、あらゆる記録媒体は、情報を復元できないよう消去を行った上で廃棄しなければならない。

(6) 乙の職員に対する教育の実施等個人情報等を保護するための体制を整備するものとする。

(7) 情報システム及びネットワークを設置する場合は、情報セキュリティに万全を期すこと。また、十分なコンピュータウィルス対策を行わなければならない。

第４章　指定管理料

（管理に係る経費）

第１８条　甲は、乙が管理運営業務を実施するための経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額に、オーパスを介した口座振替による収入額を含めて、次に掲げるところにより乙に指定管理料を支払うものとする。

(1) 指定管理料の額　別表１に定める額を限度として、年度協定で定める額とする。

(2) 支払い方法　年度協定に定める方法とする。

２　毎年度、年度協定終了時に収入と支出の決算額を比較し、収入が支出を超えた場合は、乙は甲に対してその差額の５０％に相当する金額を当該年度協定終了後１２０日以内に納付するものとする。

（利用料金）

第１９条　甲は、利用料金を乙の収入として収受させるものとする。なお、窓口受付収入分を除き、その収受については甲が所有するオーパスを介して行うものとし、これによる乙の収入となる利用料金の取扱いについては、年度協定に定めるものとする。

２　利用料金は、本施設条例に定める額の範囲内において、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。

３　乙は、甲が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。甲が定

める基準は、別紙１のとおりとする。

４　乙は、甲が定める基準に従い、利用者から収受した利用料金の額の全部又は一部を利用者に還付することができる。甲が定める基準は、別紙１のとおりとする。

第５章　本施設の維持管理

（施設等の修繕）

第２０条　本施設の改修、修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

２　前項の規定に関わらず、本施設の軽微な修繕については、１件５０万円を目処に、乙の費用と責任において計画的に実施するものとする。ただし、緊急を要する修繕により１件５０万円を超える費用が必要となる場合においては、甲乙協議の上、実施内容等を決定するものとする。

３　前項の規定により乙が実施した修繕については、速やかに甲に報告するものとする。

４　乙は、故意又は過失により施設等に係る甲の財産等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲において乙に損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（甲による備品等の貸与）

第２１条　本業務実施の用に供する附属設備及び器具備品等（以下「備品等」という。）について、甲は、指定期間中甲の所有に属する備品等（以下「備品等（Ⅰ種）」という。）を無償で乙に貸与する。

２　乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保たなければならない。

３　備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲乙協議により、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

４　乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、乙の費用でこれを弁償又は当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。

（乙による備品等の購入）

第２２条　乙は、指定管理料及び利用料金の範囲内で、事前に甲と協議の上、乙の任意により必要な備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができる。

２　前項の規定により、乙が購入又は調達した備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、当該備品等を自己の責任で廃棄するものとする。

（物品の帰属等）

第２３条　乙は、備品等（Ⅰ種）の管理については、河内長野市物品管理規則（平成８年河

内長野市規則第１０号）に基づいて行うものとする。

２　備品等（Ⅱ種）の所有権については、甲に帰属するものとする。ただし、リースに係るものを除く。

３　乙は、備品一覧表を備えてその管理に係る備品等を整理し、甲が所有権を有する備品等については、備品等の取得及び廃棄等の異動について甲に報告しなければならない。

第６章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償義務）

第２４条　乙の責に帰すべき事由により本協定及び年度協定を解除する場合において、甲が損害を被ったときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

２　甲の責に帰すべき事由により本協定及び年度協定を解除する場合において、乙が損害を被ったときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

（第三者への賠償）

第２５条　本業務の実施において、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により第三者に発生した損害について当該第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第２６条　本業務の実施にあたり、乙は施設賠償責任保険に加入しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

第２７条　天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等）、飛行機部品などの物体の落下、車両などの衝突、風などによる倒木、投石などによる破壊行為や落書き、集団行動などによる暴行行為及びその他不可抗力（以下「不可抗力等」という。）が発生した場合、乙は、不可抗力等の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力等により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力等によって発生した費用等の負担）

第２８条　不可抗力等の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面により甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受けた場合、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力等の判定や費用負担等を決定するものとする。

３　不可抗力等の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

（不可抗力等による一部の業務実施の免除）

第２９条　前条第２項に規定する協議の結果、不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力等により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

２　乙が不可抗力等により本業務の一部の実施ができなかった場合、甲は、乙との協議の上、当該年度の指定管理料を見直すものとする。

（リスク分担等）

第３０条　本協定各条に定めのない指定期間内における主なリスクについては、別表２に定めるところにより、甲乙それぞれリスクを分担するものとする。

第７章　指定期間の満了

（業務の引継ぎ等）

第３１条　乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　乙は、本協定に係る指定期間満了後、本施設の指定管理者として業務を行わない場合において、当該指定期間満了日の翌日以後の利用料金を前受金として受領しているときは、当該指定期間最終事業年度の満了日までに前受金総額を甲に通知するとともに、通知した日から３０日以内に、当該前受金に相当する額を甲又は甲が指定する者に対し、支払うものとする。

３　甲は、必要と認める場合には、本協定に係る指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による施設等の視察を申し出ることができるものとし、乙は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（利用料金の引継ぎ等）

第３２条　利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

２　利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が指定期間を超えるものについては、前受金として、乙は、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。

（原状回復義務）

第３３条　乙は、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき、若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、本施設を速やかに経年劣化を除き指定管理開始前の原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（備品等の扱い）

第３４条　乙は、本協定の満了に際し、甲が所有権を持つ備品等について、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

第８章　指定期間満了以前の指定の取り消し

（甲による指定の取り消し）

第３５条　甲は、河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年河内長野市条例第２８号）第６条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を怠り又は拒んだとき。

(3) 本協定内容を履行せず、又は違反したとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が本業務を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、乙は、指定管理料について精算し、残額を甲に返還するとともに、乙に損害・損失や増加費用が生じた場合であっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

（乙による指定の取り消しの申出）

第３６条　乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができる。

(1) 甲が本協定内容を履行しないとき又は違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が重大な損害又は損失を被ったとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により、本業務を継続することができないと、乙が判断したとき。

２　甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力等による指定の取り消し）

第３７条　甲又は乙は、不可抗力等の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は相手方に対して指定の取り消しの協議を求めることができるものとする。

２　協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取り消しを行うものとする。

３　前項における取り消しによって発生する損害・損失及び増加費用は、甲乙協議により負担する割合を決定するものとする。

（指定期間終了時の取扱い）

第３８条　第３１条から第３４条までの規定は、第３５条から第３７条までの規定により指定が取り消された場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

第９章　その他

（公正採用への対応）

第３９条　乙は、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に規定する一定規模の事業所に該当する場合は、公正採用選考人権啓発推進員を設置しなければならない。

（人権研修の実施）

第４０条　乙は、本業務に従事する乙の職員が、人権に対し正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発研修（個人情報保護に関する研修を含む。）を実施し、又は当該乙の職員を人権啓発研修（個人情報保護に関する研修を含む。）に参加させるものとする。

（障がい者法定雇用率の達成への取組み）

第４１条　乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に規定する障がい者雇用率を達成していない場合は、同法に規定する障がい者の雇入れに関する計画又はこれに準ずる独自の計画に基づき、本業務における雇用を誠実に履行しなければならない。

（労働関係法令の遵守）

第４２条　乙は、本協定の履行に際し、条例並びに規則及び本協定書等に定めるもののほか、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）ほか労働関係法令を遵守しなければならない。

（避難所開設時の協力）

第４３条　乙は、甲から本施設について避難所開設の連絡があったときは、甲から派遣された避難所の運営にあたる避難所責任者に協力しなければならない。また、市民が自主的に避難を求めてきた場合は、乙は、甲に連絡するとともに、甲の指示に従うものとする。

２　施設開館時間において、避難所責任者が本施設への到着に時間を要する場合は、乙は、甲の指示に従い、避難所を開設するものとする。

（情報公開及び文書の保管）

第４４条　乙は、本業務の遂行に伴い作成し、又は取得した文書であって乙が管理するものについて、市に対して開示請求がなされたときは、河内長野市情報公開条例（平成９年河内長野市条例第２号）第２条に規定する当該実施機関に協力しなければならない。

２　乙は、本業務の遂行に伴い作成し、又は取得した文書等の保管に関し必要な事項を定め、適正に管理しなければならない。

（苦情処理）

第４５条　乙は、本業務の遂行に関し住民等から苦情があったときは、自己の責任及び費用において迅速かつ的確に対処するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、住民等からの苦情の内容が本業務の範囲又は指定管理者の権

限を超える事項に関するものであるとき、その他乙が単独で対処することが困難であるとき、乙は、速やかに当該苦情の内容を甲に報告し、甲の指示に従って対処するものとする。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第４６条　乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（協定の変更）

第４７条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

２　甲は、本業務の前提条件や内容に変更が生じた場合、乙に対して、３ヶ月前までに通知するものとする。

（疑義についての協議）

第４８条　本協定に関し疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

（年度協定書）

第４９条　本協定の発効により、各年度毎に年度協定を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

本協定の締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２４年　２月２４日

甲
所在地　大阪府河内長野市原町一丁目１番１号
名　称　河内長野市教育委員会
代表者　教育長　　和　田　　栄　　印

乙
所在地　大阪府河内長野市市町３８５番地
名　称　特定非営利活動法人
　　河内長野市総合スポーツ振興会
代表者　理事長　　吉　田　　稔　　印

別紙１　　減免及び還付の基準（第１９条関係）

１．減免の基準

（１）各施設条例の規定により利用許可を受けた利用登録者が利用日の１０日前までに利用許可の取消しを申し出たとき　利用料金の半額

（２）天災地変その他各施設条例の規定により利用許可を受けた利用登録者の責によらない事由によって利用できなかったとき　利用料金の全額

（３）河内長野市が利用するとき　利用料金の全額

（４）国又は地方公共団体等が利用するとき　利用料金の半額

（５）前号の団体以外の団体が本市若しくは教育委員会が後援する事業に利用するとき又は育成団体が利用使用するとき　利用料金の半額

（６）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき　利用料金の半額又は全額

２．還付の基準

（１）各施設条例の規定により利用許可を受けた者が利用日の１０日前までに利用許可の取消しを申し出たとき　既納利用料金の半額

（２）天災地変その他各施設条例の規定により利用許可を受けた者の責によらない事由によって利用できなかったとき　既納利用料金の全額

（３）前２号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたとき　利用料金の半額又は全額

別紙２　　用語の定義

（１）「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として甲に支払われる施設利用料金のことをいう。

※参考「使用料」とは、市の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金である。

（２）「年度協定」とは、本協定に基づき甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。

（３）「仕様書」とは、河内長野市立のスポーツ施設の管理に関する年度協定書に示された本業務に係る仕様書のことをいう。

（４）「関係法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。

（５）「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。

（６）「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（７）「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

（８）「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。

（９）「自主事業」とは、管理施設の維持管理運営業務以外の事業であって、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(10)「会計年度」とは、公共機関や民間企業の収入及び支出を整理分類し、その状況を明らかとするために設けられた一定期間のことをいう。

(11)「出納閉鎖期間」とは、官公庁における会計年度は、原則として当年の４月１日から翌年の３月３１日までの期間であり、地方自治法の規定に基づく翌年の４月１日から５月３１日までの整理期間のことをいう。

(12)「原状回復」とは、使用により発生した建物価値の減少のうち、賃借人の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧することをいい、経年変化、通常の使用による損耗等は含まない。

(13)「修繕」とは、壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すことをいう。

(14)「備品」とは、業務に必要なものとして備えつけてある物品のことをいう。

(15)「第９条の本施設条例及びその他関係法令」とは、

①地方自治法(昭和２２年法律第６７号)及び同施行令(昭和２２年政令第１６号)

②河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年河内長野市条例第２８号）及び同施行規則（平成１５年河内長野市規則第５３号）

③河内長野市立市民総合体育館条例

④河内長野市立市民運動場設置条例

⑤河内長野市立武道館条例

⑥河内長野市赤峰市民広場条例

⑦河内長野市立岩湧野外活動広場条例

⑧河内長野市立都市公園条例

⑨河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則

⑩河内長野市情報公開条例（平成９年河内長野市条例第２号）及び同施行規則（平成９年河内長野市規則第１７号）

⑪河内長野市個人情報保護条例（平成９年河内長野市条例第３号）及び同施行規則（平成９年河内長野市規則第１８号）

⑫河内長野市行政手続条例（平成１０年河内長野市条例第２６号）

⑬障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）

⑭「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」

⑮「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入指針」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施手順書」

など

別表１　　指定管理料（第１８条関係）

単位（円）

年度	①施設管理料 (オーパス収入分含む)	②人件費	③スポーツ振興事業	④収入額 (窓口分等収入)	⑤指定管理料上限額
平成２４年度	73,848,000	19,600,000	7,660,000	11,720,000	89,388,000
平成２５年度	79,998,000	19,600,000	7,660,000	11,720,000	95,538,000
平成２６年度	78,977,000	19,600,000	7,660,000	11,720,000	94,517,000
平成２７年度	72,683,000	18,900,000	7,660,000	11,720,000	87,523,000
平成２８年度	59,967,000	18,900,000	7,660,000	11,720,000	74,807,000
合　　計	365,473,000	96,600,000	38,300,000	58,600,000	441,773,000

(指定管理料上限額:⑤＝①＋②＋③－④)

別表２　　リスク分担表（第３０条関係）

リスクの種類	内　　容	リスク負担者（○印）	
		甲	乙
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
不可効力	自然災害などによる業務の変更、中止、延期(注 1)	協議事項	
	施設利用者に対する救済	協議事項	
	施設・設備の復旧	○	
運営費の膨張	大規模改修など５０万円以上の改修や修繕及び建築物の躯体補修	○	
	法令等の変更に伴う改修及び補修	○	
	上記以外による運営費の膨張		○
施設･設備の損傷	施設、附属設備、器具備品等の損傷(注 2)	協議事項	
	維持管理上の瑕疵による火災等事故		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項	
損害賠償	施設の瑕疵による事故	○	
	維持管理上の瑕疵による事故(注 3)		○
	その他、施設、附属設備、器具等の不備による事故	協議事項	
運営リスク	施設、附属設備、器具備品等の不備又は火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
	維持管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
要望・苦情	その場で対応困難な場合の利用者や地域住民からの要望等	協議事項	

(注 1) 自然災害等不可抗力への対応

・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。

・但し、復旧可能な軽微な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議する。

・市は指定管理者に対する休業補償は行わない。

(注 2) サービス提供に伴う施設、附属設備、器具備品等の損傷リスクへの対応

・サービス提供に伴って基幹的な施設及び基幹的な附属設備等が損傷した場合で、維持管理上の瑕疵があるときは指定管理者が、それ以外のときは市がそのリスクを負うものとする。

・基幹的な施設及び基幹的な付属設備以外の施設や附属設備、器具備品等が損傷を受けた場合で、５０万円未満のリスクは指定管理者が負うものとする。

※基幹施設とは、建物本体(壁、柱、床、梁及び階段で構造上重要な構造物をいう。)及び設備機器をいう。

・施設運営にかかわる必要な消耗品は指定管理者において適宜補充・交換を行うこと。

(注 3) 維持管理上の瑕疵による事故への対応

・管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

河内長野市立スポーツ施設業務仕様書

河内長野市立スポーツ施設の指定管理者が行う業務内容に関する仕様は、以下のとおりとする。

１．業務の目的

河内長野市立の各スポーツ施設は、「緑の健康都市」を目指して、スポーツ・レクリエーションの普及振興を図り、市民の健康の維持増進に資するなどを目的に設置された施設である。本業務は、この設置目的に即し、施設の円滑な運営と適切な維持管理を行うことを目的とする。

２．対象施設の概要　　別紙１「スポーツ施設の概要」参照

３．開館(場)時間及び休館(場)日

(1) 開館(場)時間　　別紙１「スポーツ施設の概要」参照
(2) 休館(場)日　　別紙１「スポーツ施設の概要」参照
(3) 開館(場)時間・休館日の変更
　① 指定管理者が、特に必要があると認めるときには、教育委員会の承認を得て、開館(場)時間を変更することができる。
　② 休館日は、施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、教育委員会の承認を得て指定管理者が定める。

４．施設の管理運営に関する基本的な考え方

施設の管理運営にあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

(1) 各スポーツ施設の条例及び規則に基づき、施設の設置目的に沿った業務を行うこと。
(2) 公の施設として、公平かつ平等な施設提供に徹すること。
(3) 施設設置の目的を最大限に発揮させることができること。
(4) 施設の適切な維持及び管理が図られ、並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(5) 事業計画書に沿った管理を安定して行うための物的及び人的能力を有するものであること。
(6) 個人情報の保護に努めるとともに、職場での人権研修などを位置付けること。
(7) 河内長野市情報公開条例を尊重し、施設の管理運営についての透明性を高めるよう努めること。
(8) 災害時や緊急時に備えた危機管理体制を確立すること。
(9) 環境保護に配慮した管理運営を行うこと。
(10) 関係団体や地域と交流、連携等を適切に行うこと。
(11) 市、及び市教育委員会等の主催する事業並びに各種関係スポーツ団体等の事業に関しては、優先予約を認めること。
(12) 河内長野市スポーツ施設情報システム（オーパス）の施設予約サービスを行うこと。
(13) 当初の予算額を超えて収入した利用料金の収入については、その半額を河内長野市に納付すること。
(14) 施設の管理運営に係る各種規定や要項等を制定する場合は、市と協議すること。

５．スポーツ振興事業に係る基本理念

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる人類共通の文化の一つであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に不可欠なものであるため、生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意味がある。
市民のスポーツ振興と意識の向上をめざして、市民ニーズや地域特性を的確に把握し、「手軽に、気軽にスポーツに親しむ」という個人のライフスタイルに合わせた運動機会の提供を行うとともに、市民の自主的なスポーツ活動を促進するための参加型事業等を企画、実施すること。

６．法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、次に掲げる法令に基づいて行うこと。ただし、指定期間中に下記法令等に改正があったときは、改正された内容による。

(1) 地方自治法(昭和２２年法律第６７号)及び同施行令(昭和２２年政令第１６号)
(2) 河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年河内長野市条例第２８号）及び同施行規則（平成１５年河内長野市規則第５３号）
(3) 河内長野市立市民総合体育館条例
(4) 河内長野市立市民運動場設置条例
(5) 河内長野市立武道館条例
(6)河内長野市赤峰市民広場条例
(7)河内長野市立岩湧野外活動広場条例
(8)河内長野市立都市公園条例
(9)河内長野市立都市公園条例施行規則
(10)河内長野市スポーツ施設情報システムの利用者登録等に関する規則
(11)河内長野市情報公開条例（平成９年河内長野市条例第２号）及び同施行規則（平成９年河内長野市規則第１７号）
(12)河内長野市個人情報保護条例（平成９年河内長野市条例第３号）及び同施行規則（平成９年河内長野市規則第１８号）
(13)河内長野市行政手続条例（平成１０年河内長野市条例第２６号）
(14) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）
(15) 「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」
(16)「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入指針」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施手順書」
(17)その他の関係法令

７．業務内容

(1) 利用者の受付及び利用の管理に関する業務
　① 利用者からの問い合わせ、相談や苦情への対応
　② 利用希望者に対する受付業務及び施設案内
　　河内長野市スポーツ施設情報システム（オーパス）における登録者管理や年間利用団体などの利用調整を含む
　③ 施設及び付属施設等の申請受付、利用許可等に係る業務
　④ 利用料金還付に係る業務
　⑤ 利用案内書等の作成と配布
　⑥ 施設の利用記録及びその管理
　⑦ 日常の施設整備
　⑧ 遺失物等の管理
(2) 利用料金の収受に関する業務
　① 各スポーツ施設条例により、利用料金は指定管理者の収入として収受する。
　　なお、同各条例に規定された利用料金の範囲内で各施設及び備品等の利用料金を設定し、教育委員会の許可を得て定めること。変更の場合も同様とする。
(3) 河内長野市スポーツ施設情報システム（オーパス）における施設予約サービス業務
　上記(1)-③施設及び付属施設等の申請受付、利用許可等に係る業務については、河内長野市スポーツ施設情報システム（オーパス）の端末機を介して行うものとする。ただし、岩湧野外活動広場、寺ヶ池公園プール、烏帽子形公園プールは、現地での受付とする。

※河内長野市スポーツ施設情報システム（オーパス）については、別途基準やマニュアルに基づくものとする。

(4) 施設運営・利用者への指導・監督に関する業務

① 利用時の利用許可書等の確認

② 利用施設の開錠・施錠

③ 利用者の持込機材等の搬入搬出に係る立会い

④ 付属設備等利用の確認

⑤ 施設及び付属設備等利用後の確認

⑥ それぞれの条例、施行規則に基づく利用の取消・停止、または退去措置

(5) 備品管理に関する業務

① 市の備品台帳に基づく施設備品の適正な管理
（破損・不具合等が発生した場合は、速やかに市に報告すること）

② 指定管理者の持ち込み備品への表示等、その帰属の明確化
（指定管理者の所有備品は市に報告すること）

③ 日常利用する消耗品等の適宜調達

(6) 施設の維持管理及び設備の保守点検等に関する業務

指定管理者が行う業務の一部について第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承認を受けること。その場合において、委託業者の選定、契約の締結及び委託料の支払い等については、河内長野市に準じた取扱いとし、委託業者に対して適切な指導・助言を行うこと。ただし、管理にかかる業務を一括してさらに第三者に委託することはできない。

［市民総合体育館］

① 保安管理・駐車場誘導整理業務

② 機械警備業務

③ 清掃業務

④ 空調機器保守点検業務

⑤ 消防用設備等点検業務

⑥ 電気設備保安管理業務

⑦ 貯水槽清掃点検業務

⑧ 自動ドア開閉装置保守点検業務

⑨ 運動器具保守点検業務

⑩ 害虫駆除業務

⑪ 建築設備定期検査業務

⑫ 防火対象物点検業務

［武道館］

① 機械警備業務

② 定期清掃業務

③ 消防用設備等点検業務

［赤峰市民広場］

① 保安管理業務

② 管理棟機械警備業務

③ 空調機器保守点検管理業務

④ 消防用設備等点検管理業務

⑤ 電気設備保安管理業務

⑥ 夜間照明設備保守点検業務

⑦ 遊具保守点検業務

⑨ 除草業務

［屋外施設］

① 管理清掃業務

② スポーツ施設除草業務

［岩湧野外活動広場］

① 保安管理業務

② 除草清掃業務

③ 貯水槽清掃点検業務

④ 給排水衛生設備保守点検業務

⑤ 水質管理業務

［プール］

① 機械警備業務

② 烏帽子形公園プール貯水槽清掃点検業務

③ 保守点検管理業務

④ 管理業務　　※別紙２「市民プール管理基準」に基づくものとする。

⑤ 消防用設備等点検業務

(7) 駐車場・駐輪場等の管理に関する業務

① 利用者の利便を提供し、効率的な運営を図ること。

(8) 統計資料の作成・報告に関する業務

① 施設別の利用者数・利用件数・利用料金収入・利用目的等を毎月集計し、市に報告すること。

② 上記の報告資料をもとに、年間の統計資料を作成し、年度終了時に市に提出すること。

(9) 利用者の安全管理に関する業務

① 緊急時（怪我・急病・火災・地震等）は、遅滞なく適切な措置を講じると同時に、市をはじめ関係機関へ即座に通報すること。

② 災害時・非常時を想定した避難訓練の実施

③ 避難経路の確保と利用者への周知

④ 利用者の所持品の紛失・盗難等への注意の喚起

⑤ その他これらに類するもの。

(10) その他施設の設置目的の達成のため行う施設管理に関する業務

① トレーニング講習会

市民総合体育館内のトレーニング室の利用にあたり、機器などを安全かつ効果的に使い、利用者がそれぞれの目的にあったトレーニングを行うための講習会。受講者に対し、利用者カードを発行する。

② トレーニング相談

市民総合体育館トレーニング室の利用者に対し、個別で体力維持相談やトレーニングの実施方法等の相談を受け指導する。

③ 施設を利用した、利用率・利用者数向上のための事業等

スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した事業を実施することを認める。ただし、実施にあたっては、貸館事業との調整を十分行い、事業計画を事前に市に提出して承認を得ること。事業にかかる経費は、参加者から徴収することができる。

なお、スポーツ振興に係る基本事業は、別紙３「スポーツ振興事業」のとおりとする。

（例）スポーツ教室、スポーツ普及・振興に係る事業等、指定管理者独自の自主事業

④ 各種スポーツ団体等の振興のための支援、協力。

⑤ 河内長野市並びに河内長野市教育委員会が主催又は共催する事業に関する支援、協力

⑥ 施設のイメージアップのためのＰＲ計画等

⑦　事業報告書等の提出

会計報告等を含めた事業報告書を１ヶ月ごとに市に提出すること。

また、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定により、指定管理者は一事業年度が終了するごとに、施設管理運営業務について、施設の運営に係る収支の報告とともに、当該年度の事業の内容を報告する事業報告書を速やかに市に提出すること。

報告内容は、管理業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理・事業に要した経費等の収支状況、事業の実施状況、管理運営実績に対する自己評価など。

⑧　その他、スポーツ施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

８．職員の配置

(1) 職員の基本姿勢

施設に配置される職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち業務の遂行及び使用者への対応を行うとともに、市民の心身の健全な発達を図り、市民生活の向上に寄与するという施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度・身だしなみで業務にあたること。

(2) 職員の配置

①　施設の管理運営業務及びスポーツ振興事業を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、効率的な業務遂行のために必要な職員を常時配置すること。

②　総括責任者を１名配置すること。

③　業務分野別に責任者を配置すること。

④　職員の勤務体制は、施設の運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の安全管理に必要な配置を行うこと。

⑤　市民総合体育館、武道館、プールには、甲種防火対象物の防火管理者資格を有する者を配置すること。

９．経費等について

(1) 利用料金収入の取扱い

本施設は利用料金制を導入しており、指定管理者は、市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金やスポーツ振興事業の収入等を、自らの収入とすることができる。

施設の利用料金は、河内長野市立スポーツ施設の各条例に定められた金額を上限として、その範囲内で、教育委員会の承認を得て、指定管理者が定めることとする。また、施設の利用料金は、指定管理者が収受するものとする。

なお、経費の支払いは会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに行い、支払い時期や方法等は協定にて定めることとする。

(2) 予算の執行

予算の執行については、事業計画書に定める経費の予算額に基づいて、執行すること。

(3) 事業報告

指定管理者は、会計年度終了後、すみやかに教育委員会へ事業報告を行うこと。

(4) 経理規程

指定管理者は、経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(5) 実地調査及び業務報告について

教育委員会は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査又は必要な指示を行うこととする。

(6) 物品の帰属等

①　指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品については法令及び市物品管理規則（平成８年河内長野市規則第１０号）の物品の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。

②　指定管理者は、備品一覧を備えてその保管にかかる備品を整備し、備品の取得及び廃棄等

の異動について定期的に教育委員会に報告しなければならない。

10. 責任分担

指定期間内における主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応するもとする。

リスクの種類	内　　容	リスク負担者（○印）	
		教育委員会	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
金利変動	指定後の金利の変動		○
不可効力	自然災害などによる業務の変更、中止、延期(注 1)	協議事項	
	施設利用者に対する救済	協議事項	
	施設・設備の復旧	○	
運営費の膨張	大規模改修など５０万円以上の改修や修繕	○	
	法令等の変更に伴う改修及び補修	○	
	上記以外による運営費の膨張		○
施設損傷	施設、附属設備、器具備品等の損傷(注 2)	協議事項	
	維持管理上の瑕疵による火災等事故		○
損害賠償	施設の瑕疵による事故	○	
	維持管理上の瑕疵による事故(注 3)		○
	その他、施設、附属設備、器具等の不備による事故	協議事項	
運営リスク	施設、附属設備、器具備品等の不備又は火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
	維持管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
要望・苦情	その場で対応困難な場合の利用者や地域住民からの要望等	協議事項	

(注 1)自然災害等不可抗力への対応

・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。

・但し、復旧可能な軽微な場合、その復旧に要する経費は指定管理者と協議する。

・市は指定管理者に対する休業補償は行わない。

(注 2)サービス提供に伴う施設、附属設備、器具備品等の損傷リスクへの対応

・サービス提供に伴って基幹的な施設及び基幹的な附属設備等が損傷した場合で、維持管理上の瑕疵があるときは指定管理者が、それ以外のときは市がそのリスクを負うものとする。

・基幹的な施設及び基幹的な付属設備以外の施設や附属設備、器具備品等が損傷を受けた場合で、５０万円未満のリスクは指定管理者が負うものとする。

※基幹施設とは、建物本体(壁、柱、床、梁及び階段で構造上重要な構造物をいう。)及び設備機器をいう。

・施設運営にかかわる必要な消耗品は指定管理者において適宜補充・交換を行うこと。

(注 3)維持管理上の瑕疵による事故への対応

・管理上の瑕疵による事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

11. 特記事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意し、業務を円滑に実施すること。

(1) 関係法令等を遵守すること。
(2) 施設は、公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の者に対して有利又は不利となる運営をしないこと。
(3) 河内長野市の公共施設及び他市のスポーツ施設との連携を図ること。
(4) 河内長野市個人情報保護条例（平成９年河内長野市条例第３号）第１０条の規定を遵守するとともに、情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、職員に周知徹底すること。
(5) 河内長野市行政手続条例（平成１０年河内長野市条例第２６号）及び同条例施行規則（平成１０年河内長野市規則第３５号）の規定に基づき、市とは独立した行政庁として指定管理者が公の施設の管理運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資すること。
(6) 緊急時対策、防犯対策及び防災対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
(7) 業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発研修（個人情報保護に関する研修を含む。）を実施し又は当該従事するものを人権啓発研修（個人情報保護に関する研修を含む。）に参加させること。
(8) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に規定する障がい者雇用率を達成していない場合は、同法に規定する障がい者の雇入れに関する計画又はこれに準ずる独自の計画に基づき、本件管理施設における雇用を誠実に履行しなければならない。
(9) 協定の履行に際し、市から別に配布する「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。
(10) 避難所の指定を受けている施設において、市から、避難所開設の連絡があったときは、避難所の運営にあたる避難所責任者に協力すること。また、市民が自主的に避難を求めてきた場合は、市に連絡するとともに、市の指示に従うこと。なお、施設開館時間において、避難所責任者が都合により避難所に行くのに時間を要する場合は、市の指示に従い、避難所を開設すること。この場合における管理責任及び利用料金制度による施設の利用料金の取扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本として教育委員会と指定管理者との間で協議するものとする。
(11)「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング導入指針」及び「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施手順書」に定める事項を実施すること。
(12) 職員の資質向上を図るための研修を実施し、業務遂行に必要な知識と技術の習得に努めること。
(13)指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定又は要綱等を作成するときは、市と協議を行うこと。
(14)業務の遂行に必要な各種規定等がないときは、市の諸規定に準じて、又は、その趣旨に基づいて業務を実施すること。
(15)指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。
(16)指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引継ぎは、適正かつ十分に行うこと。
(17)その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

（別紙１）スポーツ施設の概要

	施設名	所在地	竣工 年月日	敷地面積 (㎡)	広さ(㎡)	設備概要		開場(開館)時間	備考
体育館	**市民総合体育館** TEL 65-0121 FAX 65-0122 公衆 63-0145 【休館日】月曜日 （祝日の場合翌日） 12月29日～1月5日	〒586-0041 大師町25-1	S53.3.23 ﾘﾆｭｰｱﾙ H12.6.1	44,411	延床 4,679	競技場(1,592㎡) 第2競技場(265㎡) 卓球場(12台) トレーニング室(201㎡) 会議室(半面30名、全面84名) 医務室(18㎡) 役員室(24㎡)・放送室(13㎡) 観覧席(848席、車ｲｽ席4席) 「駐車場」 第1:77台 第2:83台	「競技場」 ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ(3面) ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ(2面) ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ(10面) 卓球(32台)	午前9時00分～午後9時00分	専用(身障者)トイレあり
総合運動場	**大師総合運動場** 【休場日】なし	〒586-0041 大師町885-2	S49.9.30		20,900	トイレ	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ(4面) ｻｯｶｰ(2面) 400mﾄﾗｯｸ(1面)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	＊駐車場は体育館と共用 ※西側倉庫2箇所を使用中(市備品倉庫)
	赤峰市民広場 (多目的スポーツ広場) 【休場日】なし (野外ｽﾃｰｼﾞ、ｽﾃｰｼﾞ控室、会議・研修室) 【休場日】月曜日 （祝日の場合翌日）	〒586-0094 小山田町379-1 TEL 54-0252	S58.4.1 (ﾅｲﾀｰ) H1.4.1	58,046	18,402	ｽﾀﾝﾄﾞ(1360席 内車ｲｽ席8席) ﾄﾘﾑｺｰｽ(668.5m) 放送塔 トイレ 「駐車場」 第1: 40台(2050㎡) 第2:154台(3500㎡) 第3: 50台(1500㎡)	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ(4面) ｻｯｶｰ(2面) 400mﾄﾗｯｸ(1面) ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ広場(6,716㎡) 野外ｽﾃｰｼﾞ(1000人) 野外ｽﾃｰｼﾞ控室(2室) 管理棟会議・研修室	午前7時00分～午後9時00分	専用(身障者)トイレあり
	下里総合運動場 TEL 54-1969(着信) 【休場日】なし	〒586-0087 下里町892-3	S58.4.1	22,038	19,000	駐車場(20台) トイレ(2ヶ所) 倉庫	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ(4面) ｻｯｶｰ(大小各1面)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	専用(身障者)トイレあり ※中央倉庫1箇所を使用中(市備品倉庫)
球技場	**天野少年球技場** 【休場日】なし	〒586-0086 天野町291	S55.3.26	3,316	3,170	トイレ 倉庫	少年野球(1面) ｷｯｸﾍﾞｰｽﾎﾞｰﾙ(1面)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	駐車場なし ※倉庫2箇所を使用中(市備品倉庫)
野球場	**寺ヶ池公園野球場** TEL 56-2449(着信) 【休場日】なし	〒586-0027 千代田台町19-1	S39.3.30	10,000	8,000	本部席	野球(1面)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	公園駐車場(20＋20台) 公園トイレ
テニスコート	**寺ヶ池公園庭球場** 【休場日】なし	〒586-0027 千代田台町826-1	S50.6.1	2,550	2,341	更衣室(男女別)	全天候型コート(4面) (砂入り人工芝コート)*H11.3～	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	公園駐車場 公園トイレ
	大師庭球場 TEL 65-1742(公衆) 【休場日】なし	〒586-0041 大師町85-518	S54.9.29	遊水池 利用	1,244	更衣室(男女別) トイレ 駐車場(8台)	全天候型コート(2面) (ハードコート)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	＊ゲートボール場(976㎡)隣接
	荘園庭球場 TEL 55-7110(公衆) 【休場日】なし	〒586-0094 小山田町2649-564	H4.4.21	遊水池 利用	7,201	更衣・シャワー室(男女別) トイレ 駐車場(15台)	全天候型コート(4面) (ハードコート)	午前7時00分～午後7時00分 (但し11月～3月は午後5時まで)	
武道館	**武道館** TEL 56-2464(着信) 【休館日】なし	〒586-0016 西代町904-1	S52.11.17	491	延床 437	武道場(397㎡) 放送室(13㎡) 更衣・シャワー室(男女別) トイレ	武道場(2面)	午前9時00分～午後9時00分	＊柔道不可(畳みなし)
キャンプ場	**岩湧野外活動広場** TEL 63-6700 FAX 63-6688 公衆 64-9571	〒586-0071 加賀田3822-1	H3.3.29		7,061	テントサイト(12面) 管理棟(36㎡) 炊事場(34㎡) 多目的広場(210㎡) トイレ	ﾃﾝﾄｻｲﾄ (24張×6人＝144人) 日帰り100人	[ｼｰｽﾞﾝ]4月～11月	＊借地(岩湧寺) ＊四季彩館隣接
	赤峰市民広場 (キャンプ場) TEL 54-0252 【休場日】月曜日 （祝日の場合翌日）	〒586-0094 小山田町379-1	S58.7.1		5,708	フレッシュエアー 広場 ファイヤー場(700㎡) 炊事場(8) トイレ	ﾌﾚｯｼｭｴｱｰﾃﾝﾄ 12名×3 36名 テント 6名×10 60名 日帰り 40名 (定員:100名)	[ｼｰｽﾞﾝ]7月～9月	
プール	**寺ヶ池公園プール** 【休場日】月曜日	〒586-0027 千代田台町19-1	H14.6.5	4,320	水面積 442	大人・幼児用プール、 子供用ｽﾗｲﾀﾞｰ、トイレ、更衣室、 シャワー室、多目的駐車場(2台)	25m×17m(8レーン)・ｽﾛｰﾌﾟ付 ｳｫｰﾀｰｽﾗｲﾀﾞｰ、幼児用ﾌﾟｰﾙ 水深(0.9-1.2m)	午前9時30分～午後4時30分	[ｼｰｽﾞﾝ]7月～8月
	烏帽子形公園プール 【休場日】月曜日	〒586-0033 喜多町725	S44.4.1	6,866	水面積 432	大人・幼児用プール トイレ、脱衣場 公園駐車場(20台)	25m×15m(6レーン) 幼児変形ﾌﾟｰﾙ(57㎡) 水深(1～1.1m)	午前9時30分～午後4時30分	[ｼｰｽﾞﾝ]7月～8月

別紙２

河内長野市民プール管理基準

１．管理運営体制

プールの安全標準指針（平成１９年３月　文部科学省・国土交通省）に基づく体制を整えること。

また、第三者委託する場合は、警備業法に対応できる業務体制を整えることとする。

（１）責任者

プールについて関与する全ての従事者に対する総括者であり、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。責任者は、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とし、公的な機関や公益法人等が実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする。また、救急救護訓練を受け、その資格を有した救護員も兼ねるものとする。

（２）衛生管理者

水質に関する基本的知識、プールの水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたる。衛生管理者は、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とすることが必要であり、公的な機関や公益法人等が実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする。

（３）監視員

プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。監視員は、一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、公的な機関や公益法人等が実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講した者とする。

業務にあたっては、万全の監視できるよう以下の点について遵守すること。

①幼児プール１名、スライダープール１名、２５ｍプール３名配置し、混雑時には増員を図り、適切な監視を行うこと。但し、一般利用の場合のみとする。

②監視員の集中力を低下させないために適宜交代で休憩時間を確保すること。

③監視員は常に自己の体調を整え、随時入水可能な状態にしておくこと。

（４）受付

接客に必要な資質を備えた者を配置すること。

２．災害時の体制

災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても河内長野市の指示に従える体制をとること。また、緊急時における対応については、月１回事故発生時等緊急時を想定した訓練を実施すること。

３．入場者制限

２５ｍプールの利用については、下記の身長制限（保護者同伴を除く）を設けること。

プール受付での声掛け及びチラシの配布、場内での保護者への注意の呼びかけを重点的に行い事故防止に努めること。

○寺ヶ池公園プール　　１４０ｃｍ以上（水深１３０ｃｍ）

○烏帽子形公園プール　１２０ｃｍ以上（水深１１０ｃｍ）

平成２５年度
河内長野市立スポーツ施設の管理運営に関する年度協定書

河内長野市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者である特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会（以下「乙」という。）とは、平成２４年２月２４日に締結した、河内長野市立スポーツ施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、次のとおり平成２５年度河内長野市立スポーツ施設（河内長野市大師町２５－１所在、他。以下「本施設」という。）の管理運営に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、基本協定書第８条第２項の規定に基づき、本施設の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　本協定の協定期間は、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までとする。

（管理運営業務の範囲及び履行方法）

第３条　基本協定書第８条に規定する管理運営業務の細目及び条件は、別紙仕様書のとおりとする。

（指定管理料）

第４条　基本協定書第１８条に規定する指定管理料は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定管理料の金額　　９５，５３８千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、経費の区分は別表に掲げるところによるものとする。

(2) 支払い方法　甲は、乙の請求に基づき前号の指定管理料を、それぞれ平成２５年４月、７月、１０月、平成２６年１月に支払うものとする。

２　前項に定めるもののほか、第１項第１号に定める指定管理料の金額は、甲乙協議のうえ、変更することができる。

３　乙は、協定期間に属する本施設に係る収入金額が３４，８２０千円を超過したときは、当該超過額の５０％に相当する金額（円未満切り捨て）を当該会計年度終了後１２０日以内に甲に納付するものとする。

（河内長野市スポーツ施設情報システムを介した利用料金の取扱い）

第５条　甲は基本協定書第１９条に基づき、河内長野市スポーツ施設情報システムを介して、施設の利用に供した日の属する月の翌月または翌々月に口座振替により利用料金を徴収するものとする。

２　前項により甲が徴収した利用料金は、乙の収入となるため、指定管理料とともに乙からの請求に基づきそれぞれ平成２５年４月、７月、１０月、平成２７年１月に概算で支払い、収入に応じて会計年度終了後精算するものとする。ただし、口座振替により徴収できなかった利用料金については、請求の対象とならないものとする。

３　乙は、口座振替により徴収できなかった利用料金を乙の債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

（疑義の決定）

第６条　本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成２５年４月１日

甲
所在地　河内長野市原町一丁目１番１号
名　称　河内長野市教育委員会
代表者　教育長　　和　田　　栄　　印

乙
所在地　河内長野市大師町２５－１
名　称　特定非営利活動法人
　　河内長野市総合スポーツ振興会
代表者　理事長　　吉　田　　稔　　印

別表（第４条関係）

	指定管理料対象額	備考
施設管理費	79,798,000 円	
ｽﾎﾟｰﾂ振興事業費	7,660,000 円	
人件費	19,600,000 円	
① 計	107,058,000 円	

	収入予算額	備考
②オーパス利用分	23,300,000 円	
③窓口分、他	11,520,000 円	
④合計	34,820,000 円	

２，９４４，０００円（消費税分・利用料金制収入減分）

	平成２５年度指定管理料	備考
⑤支払額	95,538,000 円	＝①－③

※「オーパス利用分」の収入が「②収入予算額」を超過した場合、甲は指定管理料に乗せて乙に支払う。
※収入合計が「④収入予算額」を超えた場合、増額分の５０％を甲に還付する。

平成２５年度

河内長野市立市民総合体育館等
指定管理事業報告書

特定非営利活動法人
河内長野市総合スポーツ振興会

河内長野市立市民総合体育館等指定管理事業

１．指定管理者

（1）指定管理者	特定非営利活動法人　河内長野市総合スポーツ振興会
（2）指定期間	平成２５年４月１日～平成２６年３月３１日
（3）指定施設概要	【設備概要】 【体　育　館】 ①市民総合体育館（大師町２５－１） ・竣工日　昭和53年3月23日 ・リニューアル　平成12年6月1日 競技場（延床１５９２㎡）ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ（3面） 卓球（32台）他 第２競技場（２６５㎡）：卓球場（１２台）、 トレーニング室（２０１㎡） 会議室（半面３０名、全面８４名）医務室（１８㎡） 役員室（２４㎡）・放送室（１３㎡）観覧席（８４８席、車イス席４席） 「駐車場」第１：77台・第２：83席、駐輪場：有 【総　合　運　動　場】 ①大師総合運動場　（大師町885-2） ・竣工日　昭和49年9月30日 ソフトボール（4面）・サッカー（２面）・ ４００ｍトラック（1面） ②赤峰市民広場（小山田町379-1） ・竣工日　昭和58年4月1日 ナイター設備　平成1年4月1日 多目的スポーツ広場、 スタンド（1360席、内車イス席8席）、トリムコース（668.5㎡）放送塔 ソフトボール（４面）、サッカー（２面）、４００ｍトラック（１面）、コミュニュケーション広場（6716㎡）、野外ステージ（1000人）、野外ステージ控室（2室）、管理棟会議室、研修室

	③下里総合運動場（下里町 892-3） 竣工日：昭和 58 年 4 月 1 日 ソフトボール（4 面）、サッカー（大・小各 1 面） 【球　技　場】 ①天野少年球技場（天野町２９１） 竣工日：昭和 55 年 3 月 26 日 少年野球（1 面）、キックベースボール（1 面） 【野　球　場】 ①寺ケ池公園野球場（千代田台町１９－１） 竣工日：昭和 39 年 3 月 30 日 野球（1 面） 【庭　球　場】 ①寺ケ池公園庭球場（千代田台町８２６－１） 竣工日：昭和 50 年 6 月 1 日 砂入り人工コート：平成 11 年 3 月 全天候コート（4 面） ②大師庭球場（大師町８５－５１８） 竣工日：昭和 54 年 9 月 29 日 全天候型ハードコート（2 面） ③荘園庭球場（小山田町２６４９－５６） 竣工日：平成 4 年 4 月２１日 全天候型ハードコート（4 面） 【武　道　館】 ①武道館（西代町９０４－１）柔道不可（畳なし） 竣工日：昭和 52 年 11 月 17 日 延床３９７㎡（武道室 2 面）、放送室（13 ㎡） 【キャンプ場】 ①岩湧野外活動広場（加賀田３８２２－１） 竣工日：平成 3 年 3 月 29 日

	テントサイト（12面）24張×6＝144人、日帰り100人 ※シーズン4月～11月 ②赤峰市民広場（キャンプ場：定員100名） 小山田町３７９－１ 竣工日：昭和58年7月1日 フレッシュエアーテント12名×３＝36名 テント　6名×10＝60名 日帰り　40名 ※シーズン7月～9月 【プ　ー　ル】 ①寺ケ池公園プール（千代田台町１９－１） 竣工日：平成14年6月5日 ２５m×１７m（８レーン）、ウォータースラーダー、 幼児用プール（水深0.9m-12m） シーズン7月～8月 ②烏帽子形公園プール（喜多町７２５） 竣工日：昭和44年4月1日 ２５m×１５m（６レーン）、 幼児変形プール（５７m　水深1-1.1m） シーズン7月～8月
（４）指定管理金額	協定締結額　　９５，５３８，０００円 決　算　額　　９３，１２８，６５０円

2. 管理運営内容

管理実施状況	状　　況
（１）運営業務	①本会はスポーツ活動の振興事業における実績及びスポーツ活動の継続性の観点から平成24年度より2年目にあたり河内長野市内13箇所のスポーツ施設の指定管理者として運営
	②スポーツの経験と実績を生かした運営 ・河内長野市の『健康の日記念』事業として、スポーツラリーと称し無料スポーツ体験教室開催した。 ・各種健康運動教室を開催し、市民の体力測定などを開催した。

	③施設利用料徴収など公金処理チェック体制の管理 ④環境美化活動 ・ゴミの持ち帰りを主催者側から利用者達に呼びかけてもらい、ゴミの減少を推進した。 ・体育館正面花壇の植栽を実施した。 ⑤救助体制の研修（内部研修） ・職員全員がＡＥＤ講習会に積極的に参加し、不慮の事故などに対応出来る初期知識を備えた。 ・外部講師（消防署員）を招き、救急救命講習会（普通救命講習）開催 ⑥河内長野市人権推進室主催の研修会に参加し、より認識した。 ⑦障がい者のプール施設利用料の減免を実施中 ⑧人命対策としてプール利用者の身長制限導入 ⑨避難事業場所として人命の安全対策に防災用自家発電設備装置を更新設置した。

施設の維持管理業務	①体育館内全体の清掃・管理 ・利用者より館内の汚れに苦情が入り、専門業者職員に日々の清掃について注意した。 ・台風接近、通過による施設点検 ・第１競技場天井板剥落応急防止対策に網を設置した。 ・第１競技場観覧席（北南両面）手摺の全面塗装を行った。 ・年末に日頃できない器具・倉庫等の大掃除を行った。 ②施設の維持保全、修理等 ・専門業者による設備点検を実施した。 ・岩湧野外活動広場のテントサイト床板を補修した。 ・赤峰市民広場キャンプ場建屋を修繕した ・赤峰市民広場野外ステージ裏側に危険防止柵設置工事 ・赤峰市民広場観覧席西側に危険防止柵設置工事 ・赤峰市民広場東（水路側）竹藪の雑木・廃棄物等清掃 ③日常的な器具・設備の保全に努めると共に点検チックリストによりトレーニング機器、卓球台の点検及び部品等交換を行った。 ④武道館の暗幕カーテンを新調した。

	⑤寺ケ池庭球場の砂入れ人工芝及び荘園庭球場のクラックの補修工事を実施した。 ⑥熱中症の予防並びに安全対策の為６月～９月の期間中、体育館西側の非常口扉に金網を取り付けた。 ・熱中症防止を目的として４施設に 11 台の自動販売機を設置し継続的に対応。 ⑦施設補修工事（資料１） Ａ）維持管理報告一覧表・・・・・・・資料１－１ Ｂ）施設の点検、工事の実績報告・・・資料１－２ Ｃ）専門業者（外注）及び営繕職員の工事実績報告 資料１－３
その他の業務	Ⅰ．自主事業 ①スポーツ振興及び健康推進事業開催 ・市民スポーツ発展に功績があった１５個人・３団体に功労者の表彰式を開催した。 ・健康維持増進とスポーツに関する講話と実技「じっくり、こつこつ貯筋体操」を開催した。【参加者 35 名】 ②スポーツ諸団体の育成事業 ・「からだにいい食べ物、悪い食べ物」をテーマに食の大切さについて講習を行った。　【参加者：62 名】 ・救急救命講習会（普通救命Ⅰ）を内部研修で開催。 【参加者　28 名】 ③指導者・講師派遣事業 各種スポーツ指導・研修に指導者派遣 ・「第 22 回老人スポーツ大会」へ講師を派遣し、スポーツ普及を図った。　【参加者：約 500 名】 ④市民への振興会活動の情報発信 ・振興会ニュース 5,000 部（年２回）発行 ⑤スポーツ活動・交流事業 ・「第６回こどもスポーツふれあいフェスタを開催し、子供達のスポーツを通じた健全育成とスポーツ振興交流を図った。　【参加者：小学生 35 名】 Ⅱ．河内長野市受託事業 ①市内 13 体育施設で 23 種目競技の大会を開催しスポーツ活動交流を図った。（陸上は橋本市、水泳は民間施設） 【参加者：約９100 名】

②第67回大阪府総合体育大会へ選手を派遣し技術力の向上と地域交流・親睦を図った。

【選手派遣延べ約300名】

③トレーニング室の利用講習会及びプログラム作成等相談で講習会16回（285人）トレーニング相談会12回（45人）開催した。

④河内長野市「健康の日」記念事業として市民健康スポーツラリー及び健康ウォークを開催した。

【参会者：1218名】

⑤親子スポーツ教室

市内在住未就園児（平成20年4月2日から平成22年4月1日生まれ）と保護者対象。

・〈火曜コース〉：平成25年5月14日から6月25日

・〈金曜コース〉：平成25年9月6日から10月18日

２コース計２３組延べ272人が参加。

⑥モックル介護予防体操普及推進事業

市内在住６５歳以上の高齢者への普及と体操普及リーダー養成等普及・啓発を図る。

・体操普及リーダー養成講座等３３１人

・体操講師派遣講座の受講者　５６２人

（２）利用状況	平成２５年度状況
施設利用状況 【資料２－１】 各月利用者数／利用率実績一覧のとおり	

年度別	利用者実績数（人）	利用率（%）
２５	549,554	41.1
２４	562,614	42.0

【①市民総合体育館　132,823人】

（内訳）

競技場	57,958　人
第２競技場	30,110　人
トレーニング室・卓球場他	44,755　人

②【総合運動場　247,080 人】
（内　訳）

大師総合運動場	77,212　人
赤峰市民広場	106,726　人
野外ステージ他	6,369　人
下里総合運動場	56,773　人

③【天野少年球技場　19,929 人】

④【寺ケ池公園野球場　31,025 人】

⑤【庭　球　場　56,953 人】
（内　訳）

寺ケ池庭球場	31,959　人
大師庭球場	12,117　人
荘園庭球場	12,877　人

⑥【武道館　34,638 人】

⑦【キャンプ場　1,574 人】
（内　訳）

岩湧野外活動広場	619　人
赤峰キャンプ場	955　人

⑧【プール　25,532 人】
（内　訳）

寺ケ池公園プール	16,447　人
烏帽子形公園プール	9,085　人

（３）収入状況	状　況
①使用料（利用料金） 各月利用料内訳 【資料２参照】	使用料　平成 25 年度実績 32,530,300 円 （内　訳） オーパス利用料　20,942,250 円 窓口利用料　11,588,050 円 【うち券売機　9,056,325 円】

②指定管理事業費 収　支　状　況	収 入 額　　104,979,500 円 支 出 額　　103,819,869 円
（4）利用者等からの主な意見・苦情とそれぞれの対応	
4 月 14 日 大師総合運動場を駐車場として利用について通報。	4 月 14 日 特定種目のスポーツ大会において、屋内・屋外の両者と協議。指定駐車場台数では足りず、飽和状態となり路上駐車等は地域住民に迷惑となり、危険を回避するため、利用団体と調整のうえ特例として進入を許可している。 ※今回のように、指定駐車場に空きがある場合は指定場所へ移動する事を指示。
5 月 11 日 屋外施設巡回警備員より、施設使用時間後の休息中に荒い口調で、退去指示に不愉快感。	5 月 11 日 荘園庭球場使用時間終了後、休息していた時に、退去の指示口調に不愉快な思いをした。 警備員は使用時間が過ぎても施設内で喫煙しながら雑談している利用者に対して、再三の注意にもかかわらず態度を改めないので今回は口調が荒くなった。
5 月 11 日 未更新のカードを提示して施設を使用される方に対して、警備員より有効期限切れであり、更新諸手続きの説明（口調）に憤慨。	5 月 11 日 カード有効期間等施設の器具使用に関するルールはカード裏面記載、申請時に要写真を説明して申請書を手渡して再来館をお願いした。 ※警備員の接遇に憤慨された。
5 月 15 日 体育館で障がい者が上履きの履き替えにイスの設置を要望。	5 月 15 日 当日は下足箱のスノコ撤去し、イスを設置した。現在、障がい者用イスを玄関入口メールボックス近くに常設。

５月２６日 大師総合運動場で奇声を上げている方がグラウンド内に侵入している事を利用者より通報。	５月２６日 警備員と事務局職員２人でグラウンドに出向き、奇声を上げている方に有料施設につき関係者以外入場不可との理由で退去させた。
5月28日 体育館内施設利用割プレートが朝・昼が入れ代っていた。	5月28日 警備員、職員に確認したが、判明出来ずに利用者に対して、今回はプレート利用区分通りで利用をお願いする。 ※プレート移動の無断禁止貼り紙等を検討する。
5月28日 天候不良によるキャンセル扱いの判断材料。	5月28日 本日、雨天により利用者より自宅窓が雨で濡れてキャンセルの連絡。しかし、連絡者居住地と施設所在地の相違により施設グラウンド状態は使用可能の旨説明。台風等悪天候以外危険が無い場合は、現地で利用状況を判断のうえ連絡する旨を伝える。
6月2日 体育館（トレーニング室・卓球場）の掃除にクレーム。	6月2日 施設利用者に迷惑（支障）にならないように職員3名が清掃。委託清掃員に隅々までモップと電気掃除機等で清掃する様注意。
6月11日 トレーニングマシンベンチプレス金具位置が内側より外側に入替えられている。	6月11日 ベンチプレスの金具が入れ替わって、正位置に戻す。 ※上腕筋を鍛えたい利用者が取付け金具を外側に取付け。

7月17日 プール遊泳者の身長制限に苦情。	7月17日 遊泳者の安全対策を考えて、各プールに身長による入場制限を行なった事に対して苦情。 プール安全標準指針に基づき入場制限を設置、プール運営上事故防止策として理解頂く。
7月21日 施設利用者の使用前及び使用後ルール違反に苦情。	7月21日 日中施設利用後の体育館清掃が行き届かず、夜間利用者が使用前に清掃した。スポーツ施設利用遵守事項について再度認識頂く。
9月15日 体育館競技場の雨漏り（北西側）。	9月15日 雨漏りで床面が濡れていたが、床を拭き取り開館時刻に支障来さずに済んだ。 雨漏り箇所究明に時間要する。
9月16日 体育館競技場・2階通路の備蓄倉庫前とトレーニング室に雨漏り。	9月16日 各エリア清掃（拭き取り）、トレーニング室メディカル室は蛍光灯より雨漏りで漏電防止のため消灯する。
9月28日 体育館競技場の南側天井板剥離で危険の声。	9月28日 天井板剥落防止に対し、屋上窓入口より棒等で除去するには危険度が高く、天井板素材が軽量なため、応急的に網（霞網）設置。
10月3日 赤峰市民広場（女子トイレペーパー取り出し口）にわいせつ写真（複写）発見。	10月3日 発見者より赤峰警備員に連絡、悪質なイタズラであるが、警備員に厳重監視を指示。

10月9日 荘園庭球場（早期利用者）の開錠時刻間違いに苦情。	１０月９日 オーパスより利用申請の登録確認を前日の退社時刻までに確認出来ず、当日の始業時刻（9時）時点でも登録確認が出来なかったために開錠遅延。今後、始業時刻までに前日の内容等確認を習慣付ける。
１２月１日 大師総合運動場内のペット連れに苦情。	１２月１日 グラウンドはスポーツを行う場所であり、盲導犬等特別な事情が無い方に厳重注意する。
12月18日 障がい者の卓球室利用にあたり、周囲の健常者への迷惑対策に防御フェンス使用要望。	12月18日 健常者に迷惑をかける心配から防御フェンス使用を備品借用書提出により許可する。
12月21日 健常者が大会の練習のために、使用面の周辺に手製フェンスを無許可で持込んでいたので注意。	12月21日 施設利用の場合は施設側設置器具の使用が基本である。よって、大会及び練習にかかわらず器具備品類の持込は禁止。 ※現在は障がい者の方には許可している。
1月24日 下里総合運動場駐車スペース問題の不公平に対し苦情。	1月24日 種目別団体の使用日が重なった場合、先着団体にグラウンドに近い駐車場所を占領されて、北側駐車場に移動する事になった。 ※各団体が使用する近い駐車場は搬入・搬出専用に駐車して利用頂くため、それ以外施設利用者は北側が指定場所である事を説明、分かりやすく施設面別に駐車場所の看板を作成した。

1月30日 グラウンドゴルフ利用者より老人のグラウンド施設利用料減免対応について要望	1月30日 使用料金改正は理事者が市担当課と調整要するので即答出来ない旨を伝える。
3月18日 体育館利用終了時刻の音響が大きく、施設利用者の中には小さい子供達もいるので配慮下さい。	3月18日 難聴で無い限り、年配者の方でもボリュームを下げても支障はないので音量下げる。

※【資料３：上記の意見・苦情等含めて月次報告書添付】

３．平成25年度　施設の主たる補修（修繕）関係は下記参照

施　設　名	補修（修繕）件数	備　　考
赤峰市民広場	11件	
岩湧野外施設広場	6件	
庭球場（３か所）	5件	
市民総合体育館	11件	
市民プール	5件	
寺ケ池公園野球場	4件	
下里総合運動場	3件	
大師総合運動場	1件	
市立武道館	2件	
天野少年野球場	0件	
合　　計	48件	

4.指定管理者制度モニタリング集計結果

河内長野市総合スポーツ振興会が平成24年度から指定管理者制度に取組み2年目を向か
施設利用者等に施設に対する意見や要望を把握したものである。
（集計実数並びに表グラフは別紙参照下さい、無回答は集計より割愛しました。）

1. モニタリング実施期間　平成25年11月1日～11月31日

2. 回収状況　配布数 400　　回収 167　（回収率41. 8%）

河内長野市総合スポーツ振興会の施設運営に関するアンケート

河内長野市体育施設管理運営の参考にさせていただくため、皆様のご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

特定非営利活動法人
河内長野市総合スポーツ振興会

Q1　あなたについてお聞きします。該当するところの□にチェック又は（　）に数字を記入してください。

1:性別　□男　□女

2:年齢　□10歳未満　□10代　□20代　□30代　□40代　□50代　□60歳以上

3:職業　□会社員　□パート・アルバイト　□公務員　□自営　□学生　□無職

4:施設利用回数　1週間に（　）回程度　1か月に（　）回程度　1年に（　）回程度

5. 特定非営利活動法人河内長野市総合スポーツ振興会をご存じでしょうか。 □知っている　□知らな

Q2　河内長野市体育施設の管理運営についてお聞きします。該当するところの□にチェックを入れてくだ

質問項目	5 大変満足	4 やや満足	3 普通	2 やや不満	1 大変不満
1　施設利用可能時間	5□	4□	3□	2□	1□
2　施設利用予約のしやすさ	5□	4□	3□	2□	1□
3　施設及び設備の使いやすさ	5□	4□	3□	2□	1□
4　施設の清潔さ（清掃状況等）	5□	4□	3□	2□	1□
5　職員・スタッフの対応	5□	4□	3□	2□	1□

＊さしつかえ無ければ　住所・氏名を記入下さい。

住所　〒

氏名

以上でアンケートは終了です。このアンケートデータはアンケート集計にのみ利用します。
ご協力ありがとうございました。今後も市体育施設をご利用いただきますようお願いします。

※当会の記入欄
（市民総合体育館　・　武道館　・　寺ケ池公園庭球場　・　赤峰市民広場）

下記一覧票はＱ２「満足度」について無回答は割愛して集計を行ったものである。

【Ｑ１・Ｑ２の集計実数及び表グラフは別紙資料参照下さい。】

（体育館）

項　目	大　変 満　足	や　や 満　足	普　通	や　や 不　満	大　変 不　満
1. 施設利用時間	14.9%	25.3%	40.2%	18.4%	1.1%
2. 施設利用予約のしやすさ	4.9%	17.3%	53.1%	19.8%	4.9%
3. 施設及び設備の使いやすさ	5.7%	13.8%	49,4%	24.1%	6.9%
4. 施設の清潔さ	14.8%	18,2%	48.9%	23.9%	6.8%
5. 職員スタッフの対応	10.5%	17.4%	47.7%	23.3%	1.2%

（武道館）

項　目	大　変 満　足	や　や 満　足	普　通	や　や 不　満	大　変 不　満
1. 施設利用時間	０%	40.0%	60.0%	０%	０%
2. 施設利用予約のしやすさ	０%	20.0%	80.0%	０%	０%
3. 施設及び設備の使いやすさ	０%	０%	40.0%	40.0%	０%
4. 施設の清潔さ	０%	０%	０%	50%	０%
5. 職員スタッフの対応	０%	０%	80%	０%	０%

（赤峰市民広場）

項　目	大　変 満　足	や　や 満　足	普　通	や　や 不　満	大　変 不　満
1. 施設利用時間	32.4%	37.8%	27.0%	2.7%	0%
2. 施設利用予約のしやすさ	8.3%	27.8%	47.2%	11.1%	5.6%
3. 施設及び設備の使いやすさ	27.0%	35.1%	32.4%	5.4%	0%
4. 施設の清潔さ	34.2%	42.1%	23.7%	0%	0%
5. 職員スタッフの対応	55.5%	22.2%	22.2%	0%	0%

（寺ケ池庭球場）

項　目	大　変 満　足	や　や 満　足	普　通	や　や 不　満	大　変 不　満
1. 施設利用時間	5.9%	26.5%	50.0%	17.6%	0%
2. 施設利用予約のしやすさ	0%	22.6%	25.8%	45.2%	6.5%
3. 施設及び設備の使いやすさ	33.3%	9,1%	24.2%	45.5%	18,2%
4. 施設の清潔さ	0%	2.9%	26.5%	32.4%	38.2%
5. 職員スタッフの対応	2.9%	0%	50.0%	17.6%	20.6%

施設アンケート

	体育館	赤峰	武道館	寺ヶ池公園庭球場
性別				
男	47	15	2	5
女	45	23	8	22
年齢				
10代	2			
20代	6	2		
30代	11	2		1
40代	19	8		2
50代	16	3	2	16
60代以上	38	22	8	13
無回答者		1		5
職業				
会社員	19	6		4
パート・アルバイト	16	4		5
公務員	3	2		
自営	3		1	3
学生	2			
無職	40	21	8	19
無回答者	9	4	1	
施設利用回数				
	週1－20人	週1－15人	週1－3人	週1－8人
	週2－16人	週2－7人	週2－2人	週2－17人
	週3－12人	週3－1人	週3－1人	週3－2人
	週4－7人	月1－4人	月3－1人	月3－1人
	週5－2人	月3－3人		月4－2人
	週8－1人	月4－4人		月6－1人
	月1－2人	月6－2人		
	月3－5人			
	月4－3人			
	年1－6人			
	年3－3人			
	年5－5人			
	年10－1人			
ボランティアを知っているか				
知っている	22	11	2	9
知らない	8	13		9
無回答者	62	14	8	9

Q1.あなたについてお聞きします。

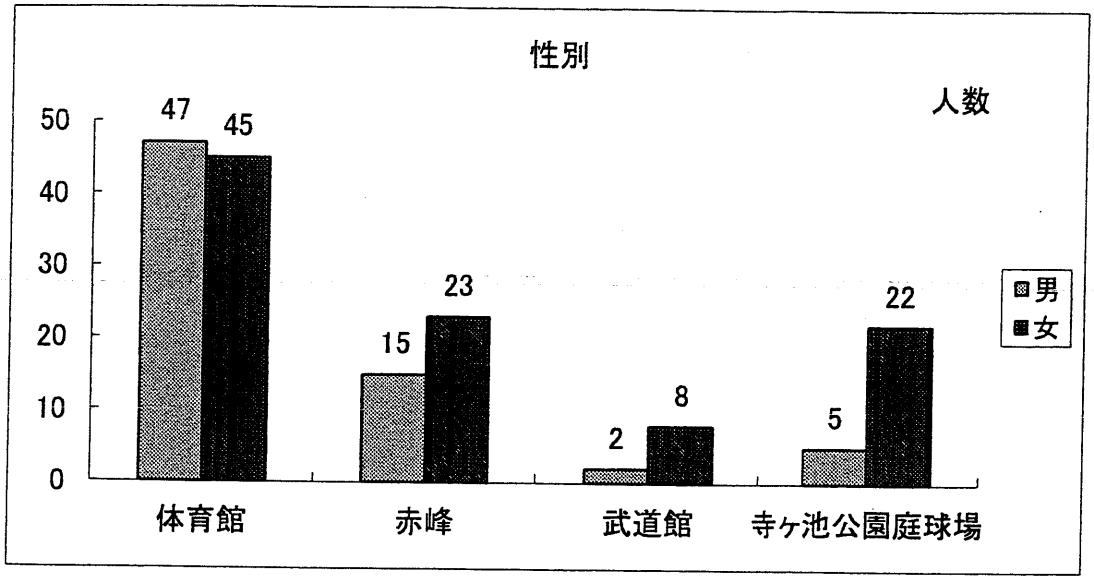

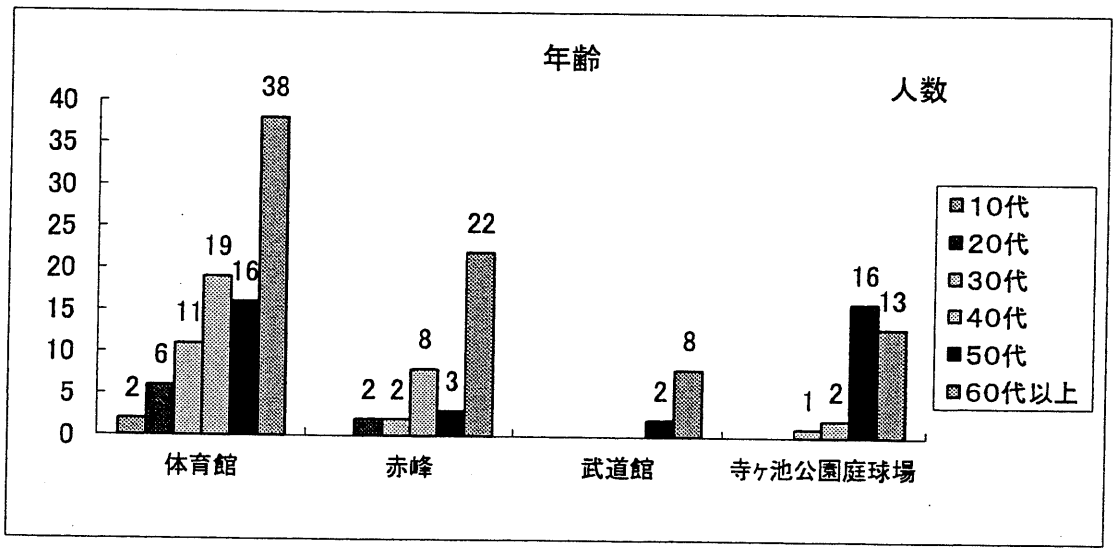

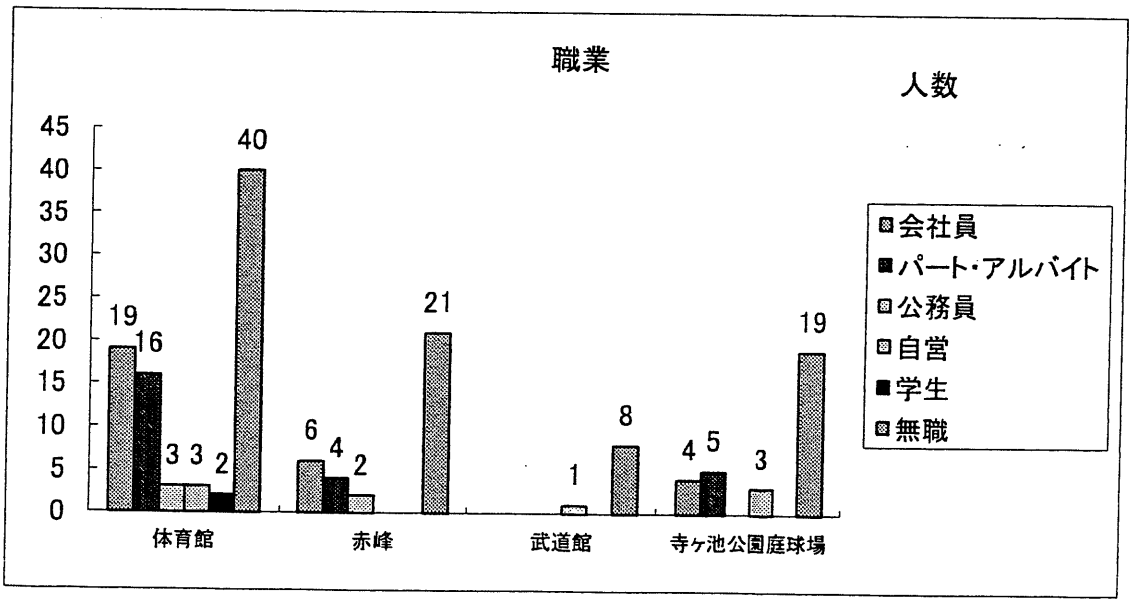

	体育館	赤峰	武道館	寺ヶ池公園庭球場
1.施設利用 可能時間				
5	13	12		2
4	22	14	2	9
3	35	10	3	17
2	16	1		6
1	1			
2.施設利用予約のしやすさ				
5	4	3		
4	14	10	1	7
3	43	17	4	8
2	16	4		14
1	4	2		2
3.施設及び設備のきれいさ				
5	5	10		1
4	12	13		3
3	43	12	2	8
2	21	2	2	15
1	6			6
4.施設の清潔さ				
5	13	13		
4	16	16		1
3	36	9		9
2	20		5	11
1	3			13
5.職員・スタッフの対応				
5	9	20		1
4	15	8		
3	41	8	4	17
2	20			6
1	1			7

Q2.河内長野市体育施設の管理運営についてお聞きします。

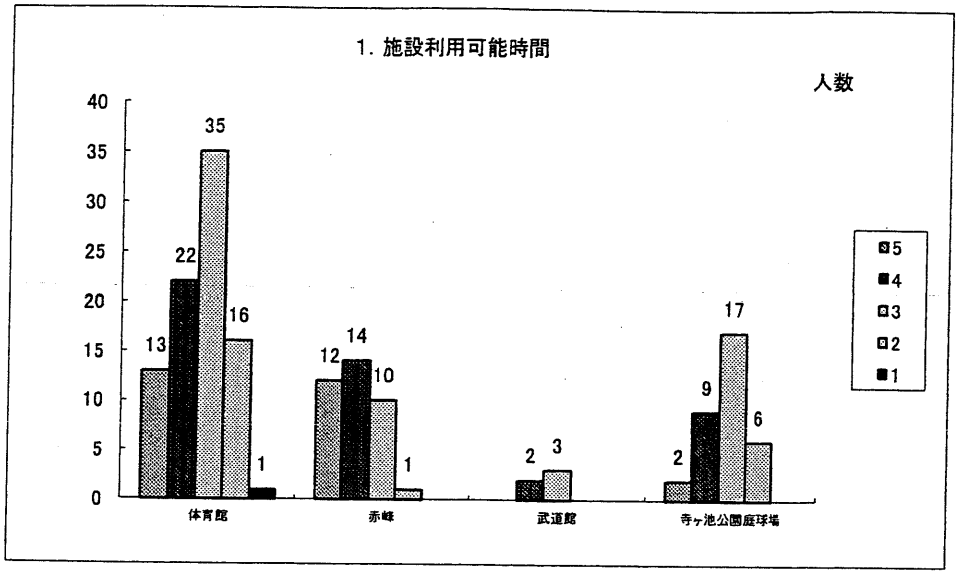

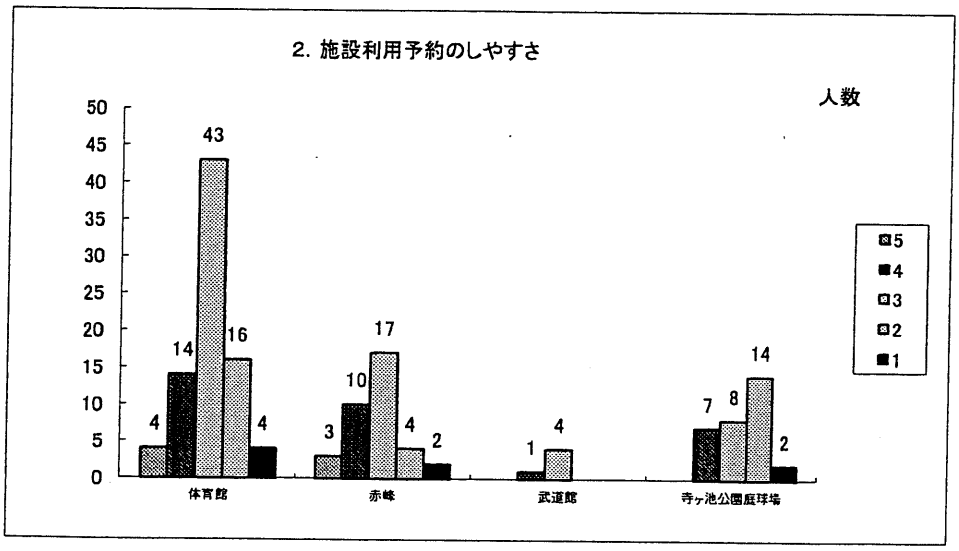

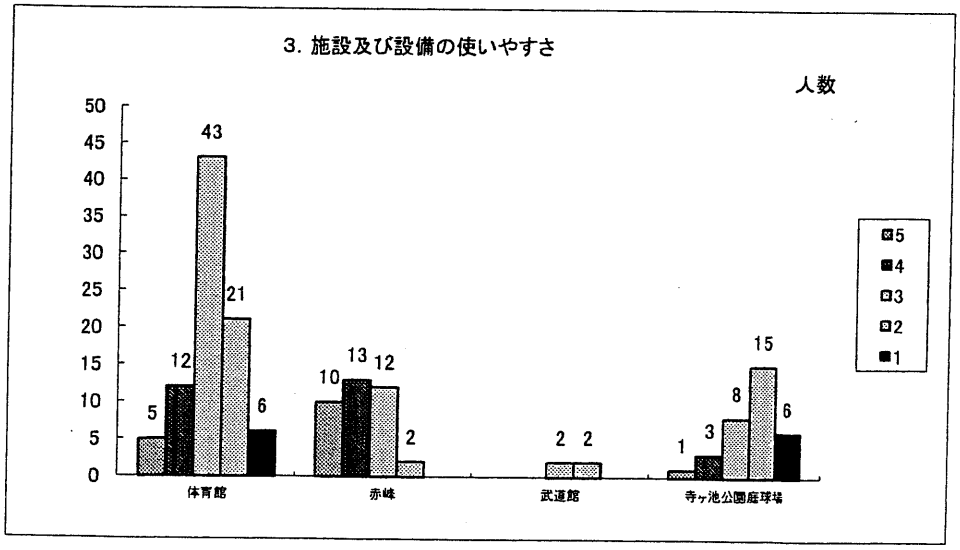

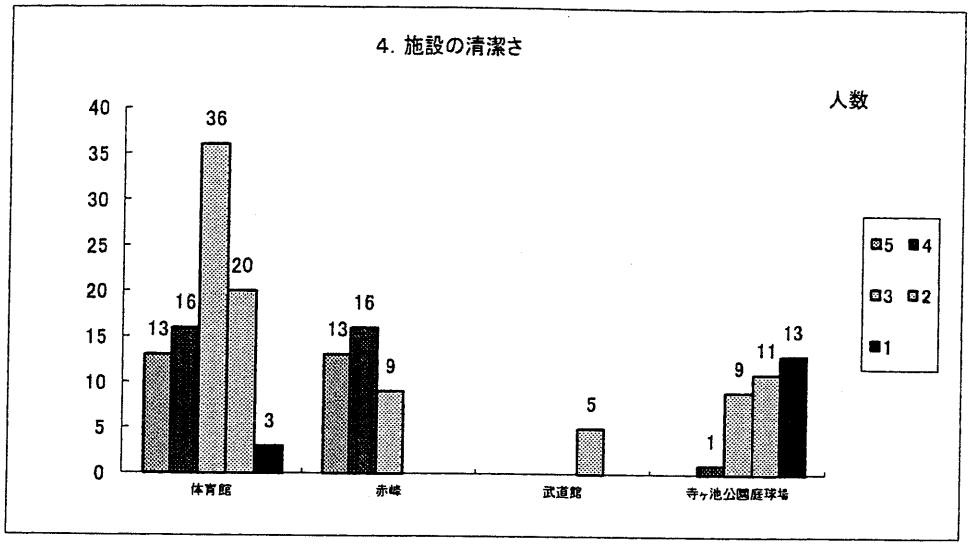
4. 施設の清潔さ
人数
40
35
30
25
20
15
10
5
0
13
16
36
20
3
13
16
9
5
1
9
11
13
5
4
3
2
1
体育館
赤峰
武道館
寺ヶ池公園庭球場

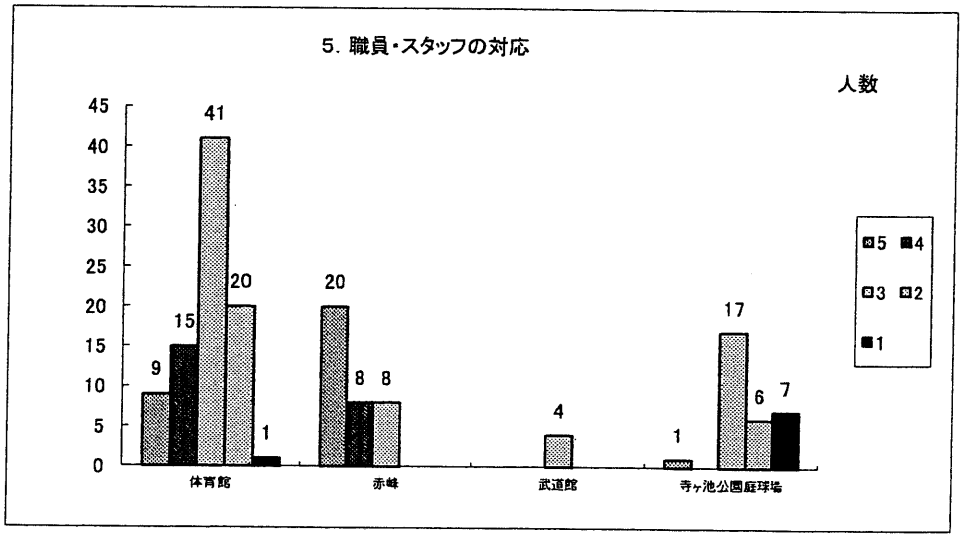
5. 職員・スタッフの対応
人数
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
9
15
41
20
1
20
8
8
4
1
17
6
7
5
4
3
2
1
体育館
赤峰
武道館
寺ヶ池公園庭球場

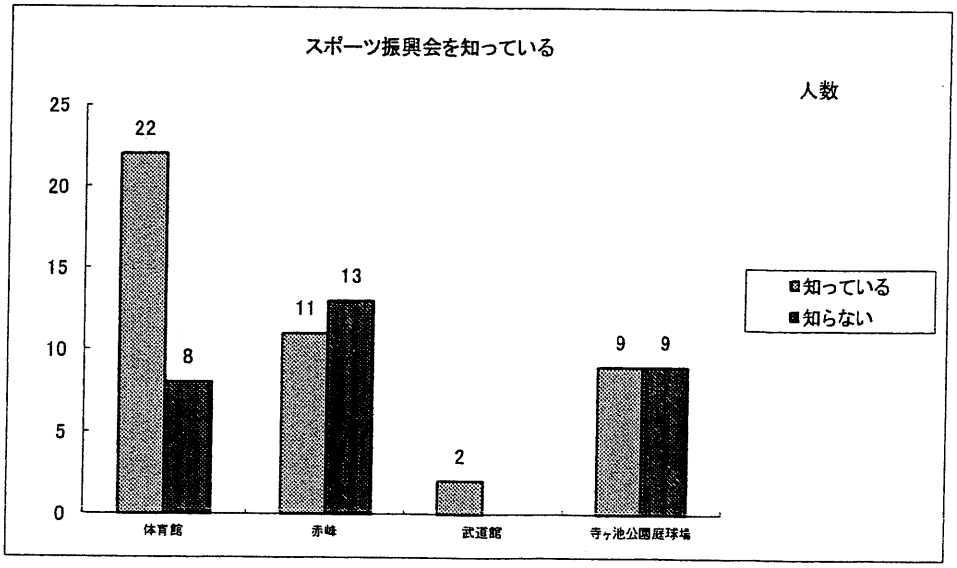
スポーツ振興会を知っている
人数
25
20
15
10
5
0
22
8
11
13
2
9
9
知っている
知らない
体育館
赤峰
武道館
寺ヶ池公園庭球場

５．施設別要望・意見

◆体育館

A）警備員　要望・意見

・太った警備員、いつもウロウロと外に出て空を仰いでいるか、スマホを弄っているかのどちらかで、受付にての本来の自分の仕事を放置している。目の前のゴミ一つ拾う気もない様子。無愛想で挨拶もまともに出来ない者。その様な人が受付に立つこと事態が我々から見れば可笑しいと仲間内で評判です。
もう少し愛想の良い人に変えることはできないのですか？まともな人を希望します。楽しく一日を過ごしたいと思います故、挨拶がないとその日、一日気分が悪い。お金を払ってプレーしている人間としての考えです。

・誰もいないはずの２階トイレ物置にひそんで休憩している人がいます。気持ちが悪くてトイレにも行けません。
清掃員の方やめてください。何人もの人が見ています。いつも同じ人で３０～４０分ずっと中にいる様です。毎日だそうです。仲間内で噂していますので見た人は一人や二人と違います。注意してください。もっともそんな時間があるのであればもっときれいに掃除してほしい。余りにも全てが雑ですし２階の鏡も汚いですよ。手形が一杯ついています。そこに居ない時は外の椅子に座って３０～４０分じっとしているそうです。付き添いの父兄がみています。

・警備の方の応対が不親切だと思います。
早く帰りたい気持ちはわかりますが、閉館少し前にトイレに入ろうとしたら、ムスッとした顔で「はよしてくれ！」と言われ腹が立ちます。トイレの換気を消すのも早すぎます。15分前の音も大きすぎです！

B)用具　意見・要望

・卓球台の使用に際し２人そろうまで受付けてくれないのが大いに不満である。
少しの時間遅れても先着の人を受付けて欲しいものだ。

C)体育館施設　意見・要望

・大会予備日の申し込みをホームページでしらせてほしい。
・下駄箱の出入り口が狭い。
・４分の１の貸し出し
・体育館の予約が取れなさすぎて困ります。
・6-9 をよく利用させていただいていますが６時からしか入れないのは分かりますが、なかなか前の人が出てくれない。９時まで使えるのに競技場の換気を８時すぎに消されたりと時間をすべて使えない。
・卓球場は市外の人が使っているのでチェックしてください。網などは持ち込まない
・電気について半面使用時には暗いときがある。
・冷暖房がほしい。
・平均週３回利用させていただいています、有難いです。職員、スタッフの方の対応も大変いいと思います。
・８０歳を過ぎても健康のおかげで利用させていただける事を感謝しております。
・抽選では、なかなか当たらないのに、実際は空きコードが目につく。抽選方法の改善を望む。
・体育館の利用者が少ないように思われます。
市民がスポーツを通してゆっくりくつろげる施設であってほしい。たとえば簡単なレストラン、喫茶、スペース、くつろげるイス等があればよいと思う。
トイレのスリッパが不潔なので大きいスリッパを用意し、靴のまま大きなスリッパを利用する形にすればよいと思う。（堺市のカモ谷体育館施設）
・トイレなどいつもキレイにしてくださりありがとうございます。

◆武道館

・扇風機あれば嬉しいです。午前の剣道の人たち１２:３０まで車とめたまま、中で茶話会をしていますので早く退出願います。

・満足しています。但し、教室によっては先生が授業料を取っているプロがあり、そのような教室は排除すべきと思います。

◆赤峰グラウンド

B)グラウンド　意見・要望

・グラウンド整備状態がよく満足している。

D)職員、スタッフ　意見・要望

・楽しく使用させてもらっています。

・いつも御無理いって対応して頂き助かっています。

・寒暑にかかわらず常に前向きに仕事に取り組んでおられます。感謝して利用させて頂いています。

・いつも丁寧な対応をしてくださいます。

E)予約の取り方　意見・要望

・予約の方法が変わったので戸惑いました。

・市役所で利用申し込みができるようにしてほしい。

◆寺ヶ池庭球場

A）雨の日の対応　意見・要望

・テニスコート（他屋外施設）のキャンセルの連絡に関して、警報（大雨、暴風等）発令時は、本人の連絡なしでも、キャンセル扱いにしていただければと思います。

B)コートの予約など　意見・要望

・テニスコート（他屋外施設）のキャンセルの連絡に関して、警報（大雨、暴風等）発令時は、本人の連絡なしでも、キャンセル扱いにしていただければと思います。それなのに料金同じなのは高い。

・今年は土曜の朝のコートが非常に取りにくかった。ＡＢコートでレッスンしていた為だと思うが、試合等でコートが使えない日の案内のところに、レッスンでコートが使えない日も追加して欲しい。

又、レッスンでコートを押さえる期間（例えば　１年の内６ヶ月とか）を設け、それ以外はオムニコート以外のコートを使用するようにして欲しい。

又、オーパスでコートを取った後無料でキャンセル期間を作って欲しい。

C)整備、設備　意見・要望

・大師テニスコートは、ネット破れている。

・テニスコートの砂を増やしてほしいです。

・他の市営コートに比べてコートの砂が少なすぎる。つまずきそうで超危険、早く砂を入れてほしい。

・コートの砂入れ状態は悪。

・寺ヶ池コートの砂が少なくて危険！

・寺ヶ池公園のコートは使いよい

６．指定管理者の自己評価

評　　価	理　　由
８０点	平成２４年度より指定管理業務がスタートして２年目にあたる中で、上半期には職員の入退により業務運営に困難な年でありました。 その中で第３者業務託者（消防・電気・機械・清掃・警備）には定期点検を依頼しています。より厳しい財政状況の中で職員は常に利用者の安全管理に気を配り、施設巡回等により、危険個所の把握に努めた。第３者委託に頼らずに、各々職員は経験と技術力を活かし、目標に向かって結束力を強化して、常に正常に利用出来る様に施設管理・営繕に全力で傾注しています。 よって、利用者には大きな怪我や体調不良を訴える方も少なく、施設利用者に対する安全管理は適切に行なわれ、予想以上の成果を生み出しました。 ただ、施設利用料の減少は年々市内在住人口の減少と少子高齢化が進み、本市の高齢化率は約２５％であることから、今後ますます高齢化が進むものと予想される。 よって、公民館はじめ他施設の運営状況に通じるところが推測されます。従って、施設のより効果的な開放策により、利用率や利用状況の増大は望まれても利用料増加に繋がるかは疑問であります。ましてや社会福祉や生涯学習の観点から、利用料の減免などが増大傾向にあることを考慮すると、利用料の増加は年々厳しくなると思われます。 今後施設の老朽化に伴う補修改善など、維持管理の費用は増加する一方であることにより、自立的な財政確保をするための施策として、施設命名権（ネーミングライツ）や広告収入のほか、子育て中の母親達に対するスポーツ利用の環境作りなど、新規利用者を増やすための企画やアイデアを出して、利用者減少の課題克服に向けて一層努力する必要があります。

	また、昨年１１月に実施したアンケート調査による施設利用者の声を項目別に分類し、改善の度合いと取り組むべき点について、次年度に向けて取りかかることが必要であります。 よって、自己評価としては８０点。

スポーツ施設の利用状況

グラウンド利用者数

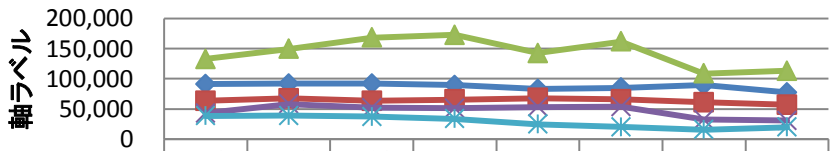

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大師	91,324	92,161	91,901	89,524	83,127	85,175	89,734	77,212
下里	63,258	67,405	63,709	65,402	67,859	65,675	60,814	56,773
赤峰	132,66	149,43	168,01	172,85	142,48	161,51	108,66	113,09
寺ヶ池	42,857	58,048	52,146	51,130	53,365	53,838	32,504	31,025
天野	38,581	38,809	37,314	33,830	24,868	20,300	15,719	19,929

グラウンド利用率

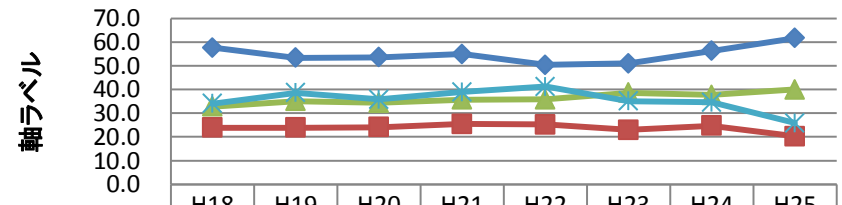

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
大師	57.6	53.4	53.6	54.9	50.4	51.0	56.3	61.7
下里	23.9	23.9	24.1	25.5	25.3	23.0	24.7	20.3
赤峰	32.8	35.1	34.4	35.7	35.9	38.6	37.7	40.0
寺ヶ池	34.1	38.6	35.8	39.0	41.2	35.1	34.6	25.9

庭球場利用者数

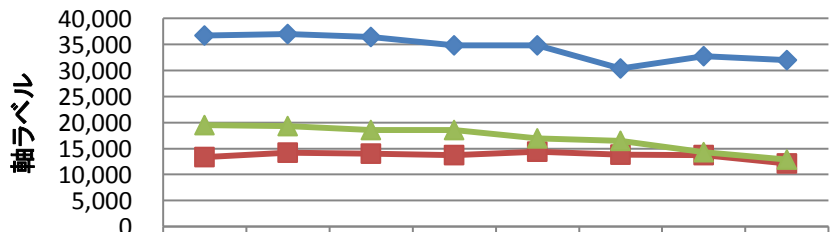

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
寺ヶ池	36,721	37,030	36,419	34,809	34,819	30,400	32,744	31,959
大師	13,383	14,211	14,006	13,687	14,403	13,829	13,688	12,117
荘園	19,468	19,292	18,527	18,523	16,969	16,476	14,285	12,877

庭球場利用率

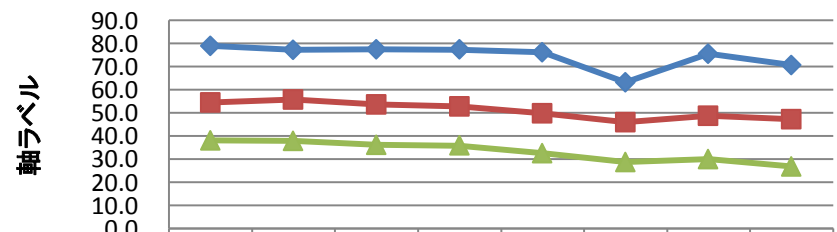

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
寺ヶ池	79.0	77.2	77.5	77.4	76.3	63.3	75.6	70.6
大師	54.5	55.7	53.7	52.8	49.9	46.0	48.8	47.2
荘園	38.2	37.9	36.2	35.9	32.7	28.8	30.0	26.9

総合体育館利用者数

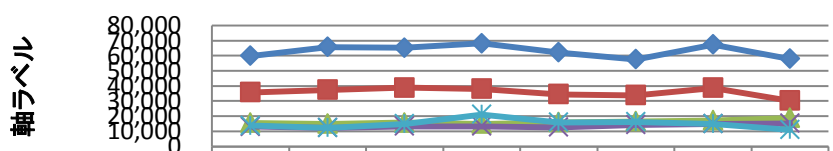

	H,18	H,19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
競技場	59,915	65,602	65,234	68,158	62,020	57,569	67,447	57,958
第2競技場	35,808	37,392	38,797	37,938	34,305	33,856	38,765	30,110
ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ室	15,437	14,987	15,663	14,901	15,765	16,491	17,256	18,679
卓球場	13,111	12,280	13,203	13,305	12,578	14,237	14,751	15,091
会議室	13,756	12,207	14,776	21,084	15,862	16,272	14,805	10,985

総合体育館利用率

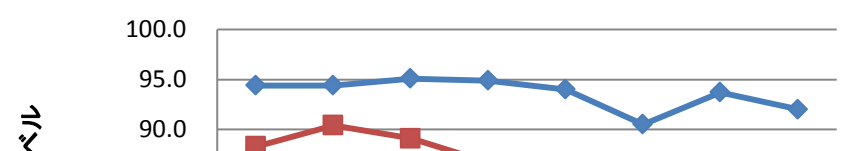

	H,18	H,19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
競技場	94.4	94.4	95.1	94.9	94.0	90.5	93.7	92.0
第2競技場	88.3	90.4	89.1	86.7	86.6	83.7	85.6	82.0

武道館利用者数

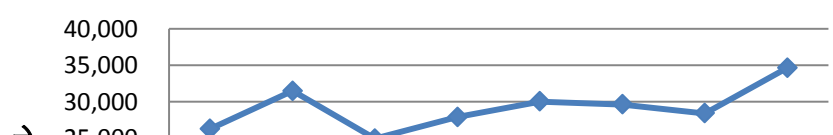

	H,18	H,19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
武道館	26,261	31,444	24,896	27,873	29,993	29,593	28,369	34,638

武道館利用率

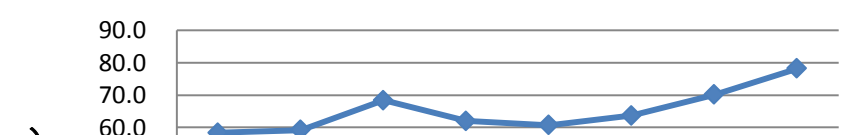

	H,18	H,19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
武道館	58.4	59.2	68.4	62.0	60.7	63.7	70.1	78.2

プール利用者数

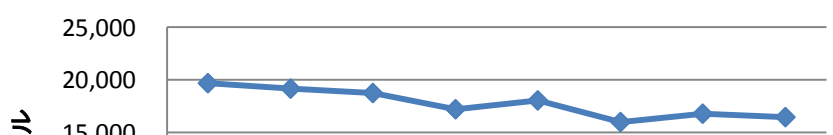

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
寺ヶ池	19,672	19,161	18,749	17,186	18,027	15,976	16,778	16,447
烏帽子	8,811	8,938	9,289	9,159	9,872	8,687	9,473	9,085

キャンプ場利用者数

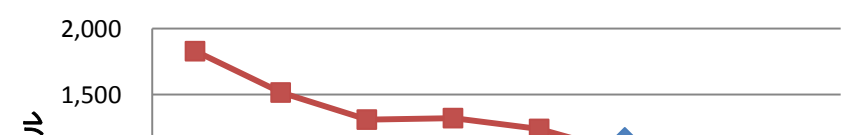

	H,18	H,19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
赤峰	619	668	818	1,075	719	1,176	742	955
岩湧	1,829	1,516	1,310	1,320	1,237	1,057	774	619

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

②

事業名称　放課後こどもプラン事業

担当課	教育推進部　青少年育成課
事業の 現状と課題	事業実施については、教室を担う講師や運営に携わるボランティアとして市民や、関係団体との協働を促進してきた。 現在、交通費程度の謝礼で参加いただいている。 平成２６年度（今年度）放課後子ども教室の全校実施が実現する。 今後、安定した事業実施を継続していくために、スタッフの確保、地域主導可能な環境づくりが必要。
要検討事項	打合せ、下準備など、プログラム充実のために、参加者の負担が増加している。参加者のモチベーションを保つ環境づくりを検討していく必要がある。

所管課	教育推進部青少年育成課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第3章 元気創造都市	02 次世代育成	02 地域全体で子どもを育てる環境や仕組みを整備する

事業: 放課後子どもプラン事業

整理番号 0595

目的

地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む取組みの1つとして、子どもたちに安全・安心で日常的・継続的な体験活動の場の提供を行う。

目標

対象児童の参加率アップ。
放課後子ども教室実施校の拡大。
夏休みの子ども教室　全館イベントの開催。
駅前こども教室の実施。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		6,232
財源内訳	一般財源	5,398
	国府支出金	746
	地方債	0
	その他特定財源	88

コスト情報・評価

総コスト(千円)		16,525
内訳	事業費	6,232
	人件費	10,293
	公債費	0
一人あたり(円)		148
世帯あたり(円)		350

総合評価		
B	妥当性	B
	効率性	B
	有効性	A

評価理由: 子どもたちに体験学習の機会提供を継続的に行っている。

貢献度

施策に対する事業貢献度	B	根拠	子どもたちに体験学習の機会提供を継続的に行っている。

今後の方向性

放課後子ども教室は全校実施を実現する。放課後子ども教室事業の一部委託を行う。教室を担う講師や運営に携わるボランティア・団体の参加を促進する。駅前子ども教室を実践の場として、大学の授業等に取り入れてもらう試みを開始する。

事業優先順位 1　細事業:放課後子ども教室事業

整理番号 07

目的

放課後の子ども達に安全・安心な活動場所・居場所を設け、ボランティアの方など地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む。

目標

実施校の増加　現在9校→11校
子ども教室参加率の増加　70%

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成19年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		3,249	1,984	1,265
財源内訳	一般財源	2,503	1,336	1,167
	国府支出金	746	648	98
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト(千円)		7,824	6,745	1,079
内訳	事業費	3,249	1,984	1,265
	人件費	4,575	4,761	−186
	公債費	0	0	0
一人あたり(円)		70	60	10
世帯あたり(円)		166	143	23
参考	職員数(人)	0.60	0.60	0.00
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

放課後子ども教室の全校実施を実現する。安定した実施を継続していくために、地域主導および委託に向けた環境づくりを行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	B	B	小学校低学年

事業：放課後子どもプラン事業

放課後､子どもたちが安全で安心して活動できる場所を設け､子どもたちの豊かな成長を育むことを目的に実施。府補助事業「おおさか元気広場推進事業」として位置付けて運営しており、本市では平成２５年度１１校で実施した。

また、これとは別に夏休みに市民交流センター全館を使用して、工作や体験活動などを実施する「夏休み子ども教室」を開催するとともに、河内長野駅前を拠点に街の中ならではの体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的とした「駅前子ども教室」を月１回開催した。

細事業：放課後子ども教室事業

１．放課後子ども教室事業

放課後主に５時間目終了後、子どもたちに安全・安心な活動場所を設け、地域の方々の協力を得て工作やレクリエーションなど様々な体験の機会の提供するため、放課後子ども教室を開催した。申し込みは事前申込制で、費用は無料。参加は自由。

実施場所	実施曜日（原則放課後）	年間回数	対象学年	延べ参加者数（平均参加者数）
天見小学校	毎週　月・金曜日	５１回	１～３年生	１３０５人（２６人）
石仏小学校	毎月第２・４木曜日	１０回	２年生	３４７人（３５人）
天野小学校	毎月第２・４金曜日	９回	１～３年生	４２３人（４７人）
南花台小学校	毎月第１・３木曜日	１２回	２年生	６６５人（５５人）
美加の台小学校	毎月第１・３木曜日	１１回	２年生	４３２人（３９人）
川上小学校	毎月第２・４火曜日	１１回	２年生	４０８人（３７人）
小山田小学校	毎月第１・３火曜日	１３回	２年生	７００人（５４人）
高向小学校	毎月第１・３金曜日	１２回	１～３年生	５４６人（４６人）
千代田小学校	毎月第２・４金曜日	９回	２年生	５３０人（５９人）
楠小学校	毎月第１・４金曜日	７回	２年生	２２１人（３２人）
加賀田小学校	毎月第２・４木曜日	６回	２年生	１５５人（２６人）
合　　計		１５１回		５７３２人（３８人）

内　　容　本の読み聞かせ、折り紙、ゲーム・レクリエーション、工作など

≪工作教室≫

≪お話し会≫

２．放課後子ども教室運営協議会

事業の推進に向けて、学校関係者やＰＴＡ関係者・市民の代表などで構成される「放課後子ども教室推進事業運営協議会」を開催した。

日時　平成２６年３月１９日（水）午後７時３０分～８時４５分

場所　市役所３階３０１会議室

参加者　７人、事務局５人

事業優先順位	3	細事業：駅前子ども教室事業	整理番号	09

目的

月1回　日曜日に、河内長野駅前のさまざまな場所を子どもたちのフィールドとして活用し、さまざまな体験の機会を提供、子どもたちが「駅前」の現実の街の中でいろいろな体験を通して「生きる力」を身につけることを目的とする。

目標

月1回　日曜日に駅前こども教室の開催。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成24年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**2,633**	**766**	**1,867**
財源内訳	一般財源	2,545	766	1,779
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	子ども教室参加費	88	0	88
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		6,064	3,940	2,124
内訳	事業費	2,633	766	1,867
	人件費	3,431	3,174	257
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		54	35	19
世帯あたり（円）		128	84	44
参考	職員数（人）	0.45	0.40	0.05
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

誰もが当日気軽に参加できる企画を実施する。 市民、関係団体との協働をさらに進める。 大学等に駅前子ども教室を実践の場として提供する試みを行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	B	B	小学生（1年生から6年生まで）とし、市外の小学生の参加も可

事業優先順位	2	細事業：夏休み子ども教室事業	整理番号	08

目的

夏休みの子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図り、学校・学年の隔てなく、体験学習の機会を提供する。

目標

・夏休み子ども教室の参加者増加。
・開催する教室数の増加。
・運営に携わるボランティアの増加。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成23年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**351**	**281**	**70**
財源内訳	一般財源	351	281	70
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		2,638	2,265	373
内訳	事業費	351	281	70
	人件費	2,287	1,984	303
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		24	20	4
世帯あたり（円）		56	48	8
参考	職員数（人）	0.30	0.25	0.05
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

各団体との協働によりプログラムを充実するとともに、スタッフの確保を図る。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	小学生（1年生から6年生） 平成25年度　約2,000名参加

細事業：駅前子ども教室事業

１．駅前子ども教室（エキマエ）の開催

河内長野駅前という実際の街の中を活動フィールドとして、月１回日曜日に、ボランティアの方の協力を得て、街の中ならではの体験活動を提供し、子どもたちの主体性や創造力、コミュニケーション力といった「生きる力」を育むことを目的として実施した。またより専門性を深めるために、NPO 法人等と委託契約をおこない、新しい体験型の教室を開催した。

実施日　：　平成２５年５月１９日・６月１６日・７月２１日・９月１５日・１１月１７日・１２月１５日
　　平成２６年１月１９日・２月１６日・３月９日

実施時間：午前１０時～午後４時

実施場所：子ども交流ホール、にぎわいプラ座、ノバティホール、府営長野公園など

講座内容：４７講座　　参加者：１４４５人　　ボランティア　３１２人

自然を体験する教室：　黒蝶ｵﾄﾑﾗｻｷを探せ!!　巣箱のそうじと野鳥のかんさつ　など

職業を知る教室：　まいど!!子ども商店　　くろまろキッズシテイ　など

アートにふれる教室：　しかけ絵本をつくろう　サンドブラスト　など

くろまろキッズシテイ

恐竜時代にタイムトリップ

細事業：夏休み子ども教室事業

１．夏休み子ども教室（くろまろキッズ全員集合）の開催

キックスを２日間借り切り、イベント形式で開催した。この企画では、青少年育成課だけではなく、市人権協会や国際交流協会などと協働したほか、大阪千代田短期大学生がボランティアとして、大阪大谷大学生が地域研究実習生として参加した。

日時：平成２５年８月３０日（金）、３１日（土）午前１０時～午後５時

場所：市民交流センター（キックス）全館借切

プログラム数：３８プログラム

参加者：約２，０００人

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

③

事業名称　図書館事業

担当課	生涯学習部　図書館
事業の 現状と課題	「自己責任」社会の到来とともに知識と教養を高めるための図書館から個別具体的な個々の課題（ビジネス、企業、起業、就活、生活などでの課題）を解決する手段として図書館が活用・利用される課題解決型図書館への転換が図書館運営での重要な課題・大きな潮流となっています。 本市では、新図書館の開館（平成１４年７月）に向け、進展する社会や市民の要請に応えるため「河内長野市立図書館基本計画」（平成７年１２月）を策定、計画中には新図書館の重要な機能としてレファレンスサービス（調査相談）があげられ、その機能整備を計画し新図書館にレファレンスコーナーや専門カウンターを設置し、読書相談や調査相談を通じて市民が求める図書館資料等の提供を行っています。また、市民講座をはじめとするソフト面でも転換を目指し、教養的な講座（例えば「源氏物語」の解説的なもの）を開催する一方で「生活に役立つ図書館講座」として「くすりのはなし」「特定保健食品のはなし」やパソコンのセキュリティに関する講座、公的金融機関との連携事業などを開催し市民の関心を集め、課題解決型図書館への転換を図っている。また市民向けサービスとともに行政事務支援として市役所の各課に対して図書館資料を中心とした資料提供を行い、図書館の所有する情報・資料の一層の活用を図っている。 図書館資料に加え市民へのデジタル情報提供サービスを開始し、新聞記事検索、法情報などのデーターベースの提供やレファレンス事例集を作成しホームページにおいて公開を実施している。 市としては、時代の進展に即した図書館サービスの充実に努めているが、市民の利用が十分とはいえないのが現状で、図書館のサービスの水準の維持・向上、利用環境の整備とともに、市民の利用促進をより一層進める必要があると考えている。
要検討事項	平成２４年１２月１９日に発表された「公立図書館の設備及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第１７２号）は、例示をあげて地域の課題に対応したサービスの実施に努めるよう次のように求めています。 ア　就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供 イ　子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供 ウ　地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供 以上のサービスを提供していくためには、図書館のカウンター業務において直接得た市民・団体利用者のニーズが図書館の資料収集方針のもと知識と経験を積んだベテラン司書によって反映された蔵書を中心に展開していくことにより可能であると考えています。 また、課題解決型図書館の転換は施設・資料の整備に市民の利用が相まってのものであり、広報紙、HP やメルマガに加えて近隣の機関（職業安定所、商工会など）や市民ボランティア団体との連携強化により市民に広く PR することが必要と考えています。 市としては、以上の点をふまえながら課題解決型図書館への転換を進めて行きたいと考えています。

所管課	生涯学習部図書館

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第3章 元気創造都市	04 社会教育	02 図書館を通じて学習・読書活動を支援する

事業: 図書館事業

整理番号 0606

目的

図書館事業を通じて図書館の利用を高め、利用者の満足を得ること、市民の生涯学習を支援することをめざす。

目標

・「第2次子ども読書活動推進計画」に基づいた計画的な施策の推進
・図書館におけるボランティア活動の場の提供と市民へサービスとしての還元
・図書館システム(施設・図書館資料・各サービス)が市民に活用されるようにする。
・各講座・講演会により読書振興を図る。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		89,365
財源内訳	一般財源	88,749
	国府支出金	0
	地方債	0
	その他特定財源	616

コスト情報・評価

総コスト (千円)		129,735
内訳	事業費	89,365
	人件費	40,370
	公債費	0
一人あたり(円)		1,162
世帯あたり(円)		2,745

総合評価: A

妥当性	A
効率性	A
有効性	A

評価理由: 多様な年代の市民に向けて開催した講座などの図書館事業は、多くの市民が図書館へ来館し、資料に触れ読書を楽しむきっかけとなっており、またボランティアの活動の場ともなっている。

貢献度

施策に対する事業貢献度: A

根拠: 教育立市「読書のまち河内長野」の実現をめざし、図書館を通じて、学習・読書活動を支援している。

今後の方向性

子ども読書活動推進計画に基づいて、子どもの読書への関心を高めていく。また、市民のニーズに即した講座やイベントの開催に取り組み、ボランティアの活用と情報発信に努めることで図書館サービスや読書の素晴らしさを広く市民に伝えていく。

事業優先順位 1

細事業:図書館内サービス事業

整理番号 03

目的

1. 利用者の満足度を高めること
2. 図書館の利用を促進すること。

目標

年始特別開館の継続実施。広域相互利用の拡大(河南町・太子町・千早赤阪村・橋本市・五條市)。開館時刻の30分繰上げ。貸出上限冊数10冊を20冊に倍増する。利用者開放端末を設置し、オンラインデーターベースによる情報提供サービスを実施。パソコン利用者専用席の設置。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成14年度	根拠法令	図書館法、河内長野市立図書館条例

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		89,057	92,702	−3,645
財源内訳	一般財源	88,441	84,610	3,831
	国府支出金	0	7,311	−7,311
	地方債	0	0	0
	図書紛失等弁償金	123	781	−165
	コピーサービス料	493		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		113,763	118,086	−4,323
内訳	事業費	89,057	92,702	−3,645
	人件費	24,706	25,384	−678
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		1,019	1,046	−27
世帯あたり (円)		2,407	2,504	−97
参考	職員数 (人)	2.75	2.70	0.05
	再任用職員数 (人)	1.80	1.80	0.00

今後の方向性

若い世代により一層利用してもらえる時代に即した情報提供・情報発信の検討を行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	河内長野市民

事業：図書館事業

１.「読書のまち　河内長野」の推進

「読書のまち　河内長野」を推進するため、図書館資料の貸出冊数の上限を２０冊に拡大、開館時間は３０分の繰り上げを行った。また、年始の特別開館を継続実施するとともに平成２４年７月から開始した広域相互利用における提携市町村の拡大を行い、市民の生涯学習の場を大きく広げた。ボランティアとの協働面では読み聞かせボランティア講座を実施し、ボランティアの活動支援と図書館サービスの充実を進めた。

また、第２次子ども読書活動推進計画に基づき、学校やボランティアなど関係機関との連携を図りながら、えほんのひろばなどを実施し、子どもたちに読書の楽しみを伝える環境づくりを推進した。

２.「文化財のまち　河内長野」の推進

本図書館で所蔵する古文書等郷土歴史資料の適切な活用を図るため古文書に関する講座を充実したほか、本市の文化遺産への市民の関心を高めるために、文化遺産講座を開催するなど郷土歴史学習の支援と文化遺産の啓発に努めた。

細事業：図書館内サービス事業

１．図書館資料利用状況

４月から開館時間を９時３０分に繰り上げ、試行的に実施していた図書館資料の貸出上限冊数の１０冊から２０冊（うち視聴覚資料は２点から４点）への拡大を本格実施した。また、利用者用開放端末を設置し、オンラインデータベースによる情報提供サービスを開始するとともに、パソコン利用者専用席の設置を行い、利便性の向上に努めた。

(1) 貸出

個人貸出（自動車文庫の貸出点数を含む）は１，０４７，７０６点（内訳は一般書７００，００２点、児童書２３７，２２４点、視聴覚資料３９，９７９点、雑誌６８，６０７点、録音図書１，８９４点）、団体貸出は２０，７２１点（自動車文庫・公民館の貸出含む）であった。

(2) 図書館開館日数・入館者数

図書館は３２０日開館（1 月の特別開館日を含む）し、５５４，４１６人の入館者があった。

(3) 登録者数（公民館図書室・自動車文庫での登録を含む）

項　　目	新　規	総　数
男　　性	３，１６２人	１４，１９２人
女　　性	３，０２１人	２１，２４９人
計	６，１８３人	３５，４４１人

(4) 資料数　４０６，７６７点（図書資料・視聴覚資料・録音図書を含む）

(5) 複写サービス　著作権法に基づく図書館資料の複写サービスを行った。

モノクロ３６，６５３枚　　カラー４，２０５枚

(6) 予約・リクエストサービス

予約・リクエストサービスに対応した件数は１６４，４８６件（Ｗｅｂ予約１０２，８９７件含む）。自館での対応だけでなく府立図書館や近隣の図書館などから延べ６，３３１冊の図書を借り受けて資料提供に努めた。

２．障がい者サービス他館内サービス利用状況

墨字の資料を利用するのが困難な利用者、来館が困難な障がい者に向けたサービスの充実に取り組んだ。また、利用者の資料を探すサポートを行う調査相談（レファレンス）サービスの提供にも努めた。

(1) 障がい者サービス

ボランティアによる対面朗読、点字・録音図書の製作のほか、９４２点の郵送貸出を行った。

(2) 調査相談（レファレンス）サービス

延べ１，３６５件の調査相談があった。調査用のツールとして、調査事例のデータ化と一部公開を実施した。

事業優先順位	3	細事業：図書館ボランティア活動推進事業	整理番号	01

目的

1．ボランティアのスキルアップ。2．おはなし会、対面朗読などの充実を図る。3．さわる絵本や録音図書などの資料を増やす。

目標

おはなしボランティア講座の継続開催

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成13年度	根拠法令	図書館法第3条

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		203	452	−249
財源内訳	一般財源	203	452	−249
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		6,684	7,594	−910
内訳	事業費	203	452	−249
	人件費	6,481	7,142	−661
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		60	67	−7
世帯あたり（円）		141	161	−20
参考	職員数（人）	0.85	0.90	−0.05
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

①ボランティア養成講座の継続実施②ボランティアに対するスキルアップ講座の継続実施と情報提供③市内福祉施設への貸出実施（集配送による利便性の向上）

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	図書館ボランティア団体及び市内読み聞かせ関連諸団体

事業優先順位	2	細事業：読書振興事業	整理番号	02

目的

1．講座や講演を通して市民に読書の楽しさを知ってもらう。2．図書館になじみのない人にも足を運んでもらう機会をつくる。

目標

生活に役立つ図書館講座、夏休み科学教室、「えほんのひろば」、古文書講座、文化遺産講座等の開催

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成14年度	根拠法令	図書館法第3条

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		105	113	−8
財源内訳	一般財源	105	113	−8
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		9,288	9,282	6
内訳	事業費	105	113	−8
	人件費	9,183	9,169	14
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		83	82	1
世帯あたり（円）		197	197	0
参考	職員数（人）	1.15	1.10	0.05
	再任用職員数（人）	0.20	0.20	0.00

今後の方向性

時代の変化とともに変わる市民のニーズを反映しつつ、幅広い世代が読書を通じて生涯学習に取り組むきっかけとなるような講座づくりをめざす。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	河内長野市民

細事業：図書館ボランティア活動推進事業

市民と図書館司書がともに図書館事業に参加し、協働で「市民の図書館」を育てていくため、ボランティア活動推進事業を行った。

１．「読み聞かせボランティア講座」（全６回）（参加人数：延べ１０１人）

児童書に関する知識、選び方、読み聞かせの技術・知識の基礎を学んだ。

２．スキルアップ講座「日本の幼年文学を考えるために」（全３回）（参加人数：延べ８７人）

子どもと本をつなぐ活動をするボランティアのスキルアップを目的に講座を開催した。

３．おはなし会の開催（全７８回）（参加人数：５７１人）

読み聞かせボランティアとの協働でおはなし会を開催し、おはなしや読み聞かせ、わらべうた等を楽しんだ。

４．ブックスタート事業への派遣（全１８回）（派遣ボランティア　延べ３８人）

保健センターの４か月児健康診査で行われるブックスタート事業に、絵本の読み聞かせの実演を目的にボランティアを派遣し、６６３組に読み聞かせ等を行った。

５．対面朗読の実施

視覚障がい者等に希望の資料を朗読する対面朗読サービスを実施し、延べ９９回の利用があった。

６．さわる絵本・布の絵本の制作

視覚等に障がいのある方でも楽しめる布の絵本をボランティアの協力により、３タイトル制作した。

７．夏休み高校生ボランティア

高校生ボランティアによる本の配架や整理と、傷んだ本の修理を行った。２人の参加があった。

細事業：読書振興事業

図書館利用の促進と読書の振興を図るため下記の事業を行った。

１．子ども読書の日「おはなしウォッチング」・読書週間「おはなしウォッチング」（参加人数：延べ９６人）

「おはなしのへや」を外から見えるようにして子どもも大人もおはなしなどを楽しんだ。

２．夏休み子ども科学教室「草木染めに挑戦！」（全１回）（参加人数：１０人）

玉ねぎの皮を使って、ハンカチを染色する実験を通して、科学への興味と読書意欲の増進を図った。

３．「めざせ！図書館マスター」（4 回開催）・「図書館探検ブックにチャレンジ！」（配布冊数：１１２冊）

子ども達が本の探し方の基礎を身につけ、自分で本を探すことで図書館を身近なものに感じてもらった。

４．「えほんのひろば」

図書館所蔵の絵本を学校等へ持参し、図書館とはひと味違う「えほんの世界」を楽しんだ。キックスエントランス・三日市幼稚園のほか、市内全小学校と２中学校にも出張して開催した。

５．図書館歴史講座「狩りをするお殿様」（参加人数：６０人）・「古文書超入門編」（全２回）「古文書講座入門編」（全３回）（参加人数：延べ２１８人）・文化遺産講座（全３回）（参加人数：延べ１９４人）

市史編修の際使用した郷土資料の古文書を活用して郷土歴史講座や古文書を読み解く入門講座を開催するとともに、河内長野の歴史に関する講座や「大阪春秋奥河内特集号」発行記念の講演に参画した。

６．「生活に役立つ図書館講座」・「図書館連携事業」（参加人数：延べ３４人）

「大増税時代を乗り切るマネープラン」と題した講座を開催したほか、創業・教育に関するセミナーを開催し、生活に役立つ情報を提供した。（計３回）

７．「二市図書館連携講座」（全２回）（参加人数：延べ１０１人）

広域相互利用実施１周年を記念し、今後の利用促進を図るため、地域発展に貢献する南海電鉄・近畿日本鉄道にまつわる連続講座を富田林市立金剛図書館と共催で開催した。

８．「赤ちゃんタイム」他の開催

上記講座のほか、親と子のふれあいや赤ちゃんの図書館デビューとなる「赤ちゃんタイム」、市民から提供を受けた本・図書館や公民館図書室などの除籍本の「図書リサイクルフェア」などを開催した。

地域の情報ハブとしての図書館（課題解決型の図書館を目指して） 抜粋

平成 17 年 1 月 28 日　文部科学省　図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会

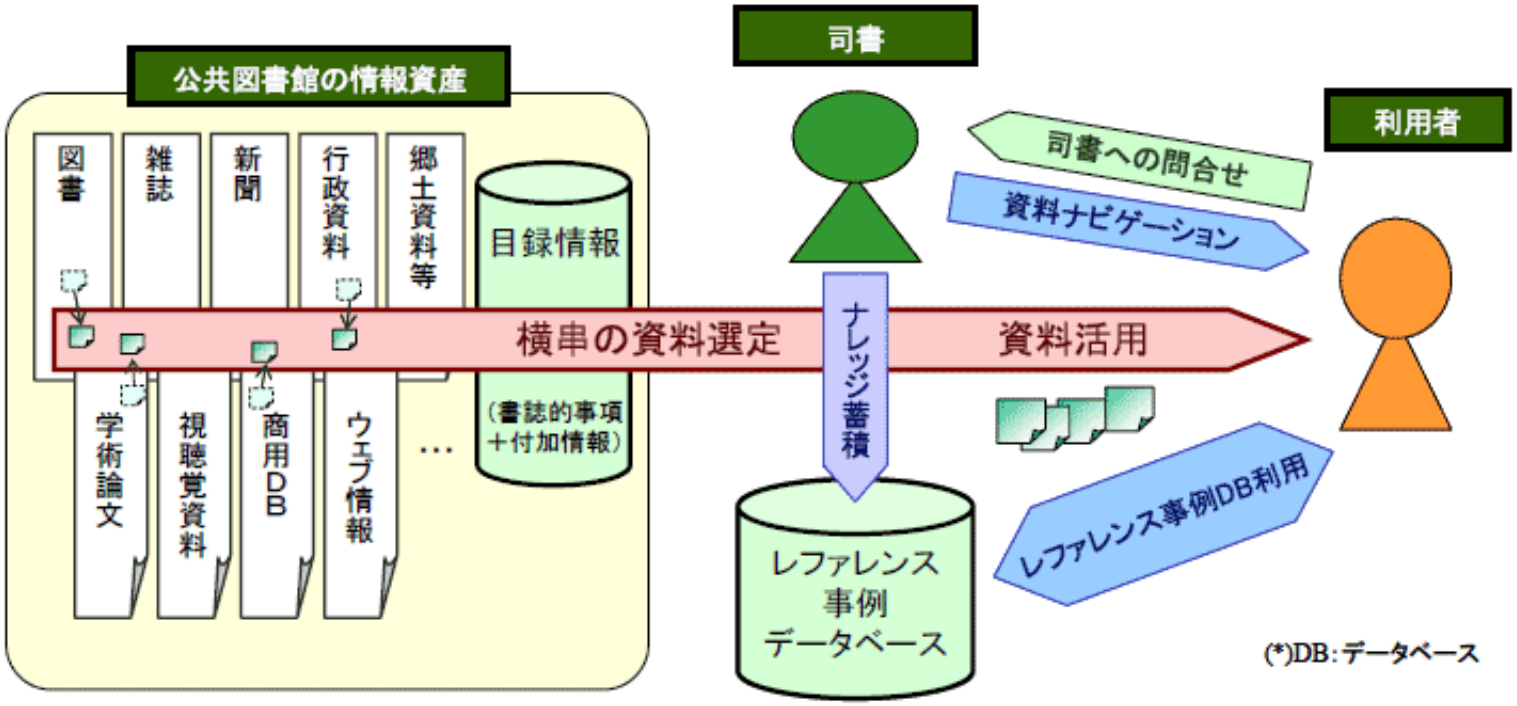

図 4 課題解決型の公共図書館における情報提供イメージ図

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

④

事業名称　集会所整備補助事業

担当課	市民生活部　自治振興課
事業の 現状と課題	【現状】 　地域のコミュニティ活動の拠点を確保するため、集会所を整備しようとする市内の自治会・町会等に対し、補助を行っているが、当課で把握している集会所だけで市内に１７７戸存在し、そのうち築３０年以上経過している集会所が７０戸近くあるため、年度間で補助金の交付予算に大きな変動がある。 今後増加が予想される補助額を抑制し、継続可能な制度を樹立するため、「備品購入費のみ」への補助を平成２４年度から廃止するなど、定期的に制度の見直しを行っている。 【課題】 　今後、自治会からの集会所の建て替えや大規模な改修事業への補助要望が、増加、集中する可能性があり、予算確保の観点から調整が必要となってくる。 　集会所を管理する自治会にとっても、今後、集会所の建て替え等にかかる費用が自治会の財政を圧迫する状況が迫ってきており、それと同時に、市も地域のコミュニティ活動の拠点の確保という視点で長期的な対応策が必要となってきている。
要検討事項	○集会所整備補助金の交付予算の平準化 　できる限り自治会からの情報を迅速に収集し、補助金交付の予算の平準化を図っていく必要があるため、集会所を管理する自治会に対して、制度利用前に事前協議をお願いしているところであるが、自治会によっては事前の相談もなく、急に改修等に取り組まれるところも見受けられ、市として、どのように計画的に平準化を図っていくのか検討が必要である。

所管課	市民生活部自治振興課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第5章 自律協働都市	02 コミュニティ	02 地域の活動拠点を確保する

事業: 集会所整備補助事業

整理番号 1353

目的
集会所を整備しようとする市内の自治会・町会等に対し、補助を行う。

目標
コミュニティ活動の拠点を確保し、地域コミュニティの活性化を図る。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		34,526
財源内訳	一般財源	34,526
	国府支出金	0
	地方債	0
	その他特定財源	0

コスト情報・評価

総コスト (千円)		35,288
内訳	事業費	34,526
	人件費	762
	公債費	0
一人あたり(円)		316
世帯あたり(円)		747

総合評価: A

妥当性	A
効率性	A
有効性	A

評価理由: 自治会からの要望に基づき、全ての案件について対応できたため。

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	自治会からの要望に基づき、全ての案件について対応できたため。

今後の方向性
できる限り自治会からの情報を迅速に収集し、予算の平準化を図っていく。

事業優先順位 1

細事業:集会所整備補助事業

整理番号 01

目的
地域の活動拠点を確保するため、集会所を整備しようとする市内の自治会等に対し、補助金を交付する。

目標
集会所の整備に市が補助金を交付することにより、住民が快適に使用できる地域の活動拠点づくりを支援する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	河内長野市集会所整備事業補助金交付要綱

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		34,526	19,056	15,470
財源内訳	一般財源	34,526	19,056	15,470
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		35,288	22,468	12,820
内訳	事業費	34,526	19,056	15,470
	人件費	762	3,412	−2,650
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		316	199	117
世帯あたり (円)		747	476	271
参考	職員数 (人)	0.10	0.43	−0.33
	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性
できる限り自治会からの情報を迅速に収集し、予算の平準化を図っていく。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	集会所177箇所(平成26年3月31日現在)を管理する136自治会

事業：集会所整備補助事業

１．集会所整備事業補助

地域住民の自主的な活動を推進し、コミュニティづくりと自治会活動の活性化を促すため、地域における活動の拠点である集会所※を整備しようとする市内の自治会・町会等に対し、補助を行った。

※　集会所

…自治会・町会等が所有・管理する地域のコミュニティに供する施設の総称。呼称としては、「自治会集会所」「自治会館」「公民館」「老人倶楽部集会所」など様々であるが、市では、呼称に関係なく、所有・管理形態により補助対象としている。

細事業：集会所整備補助事業

１．集会所整備事業補助

下記のとおり、補助金を交付した。

＜集会所整備事業補助金交付実績＞

主となる事業※	件数	事業費総額（円）	補助金額（円）
新築等	２	９６，０６０，０００	２４，０００，０００
改修	１８	２１，４２６，５１７	１０，５２６，０００
合　　計	２０	１１７，４８６，５１７	３４，５２６，０００

※　主となる事業の区分について

…新築等とは、新築、増築、改築、大規模改修（対象経費１０００万円を超える改修事業）をいう。

改修事業とは、対象経費１０００万円未満事業をいう。

新築等事業の補助間隔は１０年、改修事業の補助間隔は５年としている。

【写真は、新築（建替え）された楠台自治会館（左）と日野地区集会所（右）】

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

⑤

事業名称　予防接種事業

担当課	健康長寿部　健康推進課
事業の 現状と課題	昭和２３年（１９４８年）に制定された予防接種法に基づき予防接種を実施し、疾病の発生及びまん延を予防し公衆衛生の向上及び増進とともに予防接種による健康被害の敏速な救済を図っている。 市内医療機関との協力のもと、予防接種を受けやすい環境整備を図り、安定した予防接種の実施をめざす。
要検討事項	予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められており、任意接種を含めた予防接種は子どもの体調、病気の流行状況をみてかかりつけ医と相談の上接種が望ましいが、接種可能なワクチンの増加や小児科医が少ないことなどに伴い、接種機会の拡大についての検討が必要である。 接種率が低い予防接種について、啓発や勧奨等による接種率の向上をめざす必要があり、また、予防接種を受けずに罹患した場合の症状や重症度、そのリスクと予防接種後副反応のリスクについて正しく理解して接種を受けるかどうか判断できる情報を提供することも重要である。

所管課	健康長寿部健康推進課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	07 健康	01 生涯を通じた健康づくりを推進する

事業: 予防接種事業

整理番号 0101

目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。予防接種により健康被害が生じた場合に、本人及びその家族の救済を図る。

目標

感染症の予防及びまん延防止を図るため、接種率の向上をめざす。
また、厚生労働大臣に認定された予防接種による健康被害者1件に対して、障がい年金等の給付を行う。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		227,275
財源内訳	一般財源	222,047
	国府支出金	5,228
	地方債	0
	その他特定財源	0

コスト情報・評価

総コスト(千円)		245,574
内訳	事業費	227,275
	人件費	18,299
	公債費	0
一人あたり(円)		2,199
世帯あたり(円)		5,196

総合評価

B

妥当性	A
効率性	A
有効性	B

評価理由: 本事業は、感染予防対策として、効果的かつ効率的に予防接種を実施している。

貢献度

施策に対する事業貢献度: A

根拠: 本事業は、感染予防対策として、効果的かつ効率的に予防接種を実施している。

今後の方向性

医療機関との協力のもと、安定した予防接種の実施をめざす。

事業優先順位 1

細事業:予防接種事業

整理番号 03

目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防する。

目標

法律に基づき定期の予防接種(BCG、ポリオ、四種混合1期、三種混合1期、二種混合2期、麻しん風しん1･2期、日本脳炎1･2期、HPV(子宮頸がん予防ワクチン)、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者インフルエンザ)を実施する。また、法定受託事務以外に救済措置として麻しん風しん1･2期の任意接種を実施する。

事業実施主体	委託	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	予防接種法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		222,838	262,963	−40,125
財源内訳	一般財源	220,938	230,713	−9,775
	国府支出金	1,900	32,234	−30,334
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	16	−16
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト(千円)		240,374	277,643	−37,269
内訳	事業費	222,838	262,963	−40,125
	人件費	17,536	14,680	2,856
	公債費	0	0	0
一人あたり(円)		2,152	2,460	−308
世帯あたり(円)		5,086	5,888	−802
参考	職員数(人)	2.30	1.85	0.45
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

医療機関協力のもと、安定した予防接種の実施をめざす。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	B	生後2ケ月～20未満及び65歳以上の者

事業：予防接種事業

１．予防接種事業　　予防接種法に基づき、定期の予防接種等を実施した。
２．予防接種健康被害関係事業　　予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。

細事業：予防接種事業

１．予防接種事業　　予防接種法に基づき、定期の予防接種を下記のとおり計画的に実施した。

種　　別		接　種　年　齢	回数	実施日数	接種者数（人）
ヒブ		初回：生後２か月～５歳未満	３回	通年	３，０４１
		追加（初回接種完了後７ヶ月～１３か月）生後２か月～５歳未満	１回		
小児用肺炎球菌		初回；生後２か月～５歳未満	３回	通年	２，９５１
		追加（初回接種後６０日以後）生後２か月～５歳未満	１回		
子宮頸がんワクチン		小学６年生～高校１年生	３回	通年	１４０
急性灰白髄炎（不活化ﾜｸﾁﾝ）		生後３か月～７歳６か月未満	４回	通年	１，０２６
三種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風）	１期	初回：生後３か月～７歳６か月未満	３回	通年	６５９
		追加（初回終了から１年～１年６か月後）生後３か月～７歳６か月未満	１回		
四種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	１期	初回 生後３か月～７歳６か月未満	３回	通年	２，２７０
		追加（初回終了から１年～１年６か月後）生後３か月～７歳６か月未満	１回		
二種混合（ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風）	２期	小学６年生（～１３歳未満）	１回	通年	６５８
麻しん風しん	１期	１歳～２歳未満	１回	通年	６６７
麻しん風しん	２期	平成１９年４月２日～平成２０年４月１日生	１回	通年	７４０
麻しん					１
麻しん風しん	１期救済	２歳～６歳未満（２期対象者を除く）※１期を受けられなかった人	１回	通年	８
麻しん風しん	２期救済	平成１７年４月２日～平成１８年４月１日生（小学１年生の年齢に当たる人）※２期を受けられなかった人	１回	通年	８
日本脳炎	１期	初回：３歳～７歳６か月未満	２回	通年	２，７６２
		追加（初回終了から概ね１年後）：３歳～７歳６か月未満	１回		
日本脳炎	２期	小学４年生（～１３歳未満）	１回	通年	１９３
インフルエンザ		満６５歳以上 ６０歳以上６５歳未満の者であって、厚生労働省令の要件を満たす人	１回	10月1日～翌1月31日	１５，００５
ＢＣＧ		生後５ケ月～８ケ月未満	１回	通年	５７０
計					３０，６９９

２．高齢者用肺炎球菌ワクチン等接種費用助成事業　　下記のとおり任意予防接種費用を一部助成した。

（１）高齢者用肺炎球菌ワクチン　　７０歳以上の河内長野市民　　１，３３６人

（２）風しん予防接種　　１９歳以上の河内長野市民で妊娠を希望する女性及び妊娠している女性の配偶者　　５９３人

事業優先順位	2	細事業：予防接種健康被害関係事業	整理番号	06

目的	予防接種により健康被害が生じた場合に、本人及びその家族の救済を図る。
目標	健康被害が厚生労働大臣に認定された場合、医療手当及び障害年金等の給付を行う。 給付件数 1件／年

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成5年度	根拠法令	予防接種法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		4,437	4,448	−11
財源内訳	一般財源	1,109	1,112	−3
	国府支出金	3,328	3,336	−8
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

			平成25年度	平成24年度	比較
総コスト		（千円）	5,199	5,242	−43
内訳	事業費		4,437	4,448	−11
	人件費		762	794	−32
	公債費		0	0	0
一人あたり		（円）	47	46	1
世帯あたり		（円）	110	111	−1
参考	職員数	（人）	0.10	0.10	0.00
	再任用職員数	（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	これまで同様、今後も法令どおり実施する。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	障害年金給付者1件
	A	A	B		

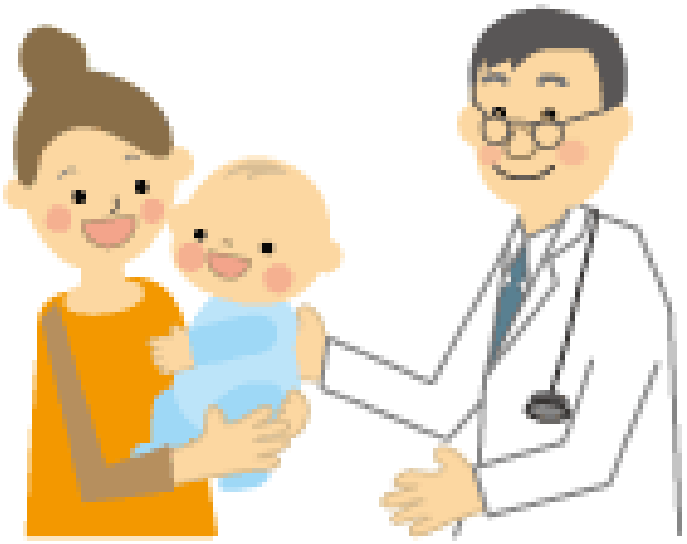

細事業：予防接種健康被害関係事業

１．予防接種健康被害関係事業

厚生労働大臣に認定された予防接種による健康被害者に対して、障がい年金等の給付を行った。

給付件数　　１件

＜予防接種法（抜粋）＞

第五章　定期の予防接種等による健康被害の救済措置

（健康被害の救済措置）

第十五条　市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

２　厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法　（昭和二十三年法律第百二十号）第八条 に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

年度別予防接種実施状況

種別		接種年齢	回数	実施日数	接種者数 平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ポリオ（不活化ワクチン）		生後3か月～7歳6か月未満	2回	28 ※H24～通年	1,341	1,229	856	2,294	1,026
ポリオ（経口生ワクチン）		生後3か月～7歳6か月未満	4回	5日				267	0
三種混合1期 （ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風）		初回 生後3か月～7歳6か月未満	3回	通年	3,099	3,165	3,062	2,071	659
		追加（初回終了から1年後） 生後3か月～7歳6か月未満	1回						
四種混合 （ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）		初回 生後3か月～7歳6か月未満		通年				830	2,270
		追加（初回終了から1年～1年6か月後）							
二種混合1期 （ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風）		初回 生後3か月～7歳6か月未満	2回	通年	0	2	2	0	0
		初回 生後3か月～7歳6か月未満	1回						
二種混合2期 （ｼﾞﾌﾃﾘｱ・破傷風）		小学校6年生（～13歳未満） （三・二種混合1期完了の人）	1回	通年	872	828	848	689	658
麻しん風しん	1期	1歳～2歳未満	1回	通年	740	762	750	726	667
麻しん					4	0	1	0	0
風しん					0	0	0	0	0
麻しん風しん	2期	平成15年4月2日～平成16年4月1日生 （小学校入学前の保育所・幼稚園の年長児 の年齢に当る幼児）	1回	通年	842	811	752	742	740
麻しん					0	0	1	0	1
風しん					0	0	0	1	0
麻しん風しん	1期救済	2歳～6歳未満（2期対象者を除く） ※1期を受けられなかった人	1回	通年	7	11	12	16	8
麻しん					1	0	0	0	0
風しん					0	0	0	0	0
麻しん風しん	2期救済	小学校1年生（H14.4.2～H15.4.1生） ※2期を受けられなかった人	1回	通年	9	9	13	8	8
麻しん					0	0	0	0	0
風しん					0	0	0	0	0
麻しん風しん	3期	平成8年4月2日～平成9年4月1日生 （中学1年生の年齢に当り、2期を受けて いない人）	1回	通年	1,049	1,100	1,044	983	0
麻しん					0	0	0	0	0
風しん					1	0	0	0	0
麻しん風しん	4期	平成3年4月2日～平成4年4月1日生 （高校3年生の年齢に当り、2・3期を受けていない人）	1回	通年	903	952	1,087	605	0
麻しん					3	1	0	0	0
風しん					7	1	1	1	0
日本脳炎	1期	初回 生後3か月～7歳6か月未満	2回	通年	966	3,796	5,064	3,826	2,762
		追加（初回終了から1年後） 生後3か月～7歳6か月未満	1回						
	2期	小学4年生（～13歳未満）	1回	通年	16	185	782	378	193
子宮頸がん		小学6年生～高校1年生の女子	3回	通年					140
ヒブ		生後2か月～5歳未満	初回3回 追加1回	通年					3,041
小児用肺炎球菌		生後2か月～5歳未満	初回3回 追加1回	通年					2,951
インフルエンザ		満65歳以上 60歳以上65歳未満の者であって、厚生労働省令の要件を満たす人	1回	10月1日～ 翌1月30日	14,144	15,768	14,679	14,980	15,005
BCG		生後3か月～生後8か月未満	1回	通年	712	749	716	661	570
BCG救済		生後8か月～1歳未満	1回	通年	6	3	6	5	0
計					24,722	29,372	29,676	29,083	30,699

■予防接種（定期接種）の対象となる病気

No.	種別	細菌名	感染経路	主な症状	発生状況（全国）	勧奨状況（市）
1	結核	結核菌	飛沫感染 接触感染	結核症、結核性髄膜炎	2万人を超える患者が毎年発生 31483件発生届(2011年)	①年間予定表・ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ・広報 ②各健診時 ③新生児訪問 ④予防接種手帳交付
2	ジフテリア	ジフテリア菌	飛沫感染	高熱、のどの痛み、犬吠様のせき、嘔吐、心筋障害、神経麻痺	患者発生数は年間0～1人程度（1999年以後発生なし）	①～④ 2種混合として7月に各小学校から対象児童へ配布
3	百日せき	百日せき菌	飛沫感染	せき、肺炎や脳症等の合併症	1948年ワクチン接種以来、患者数は減少	①～④
4	ポリオ（急性灰白髄炎）	ポリオウイルス	ヒトからヒト感染 （感染したヒトの便中に排泄されたウイルスがヒトの口から入る）	発熱、頭痛、嘔吐、手足の麻痺	1960年代前半まで流行、2000年ポリオ根絶宣言後再発生（パキスタン、アフガニスタン、ナイジェリア等）	①～④
5	破傷風	破傷風菌	土中にいる菌より感染	筋肉の強直性けいれん	感染者118人（2011年）	①～④ 2種混合として7月に各小学校から対象児童へ配布
6	麻しん（はしか）	麻しんウイルス	空気感染	発熱、せき、鼻汁、めやに、発疹、（合併症）気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎	数千人に1人の割合で死亡 感染者439人（2011年）	①～④ MR2期として対象年齢に個別勧奨（郵送）
7	風しん	風しんウイルス	飛沫感染	発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹	2004年地域流行し、結果患者報告が10人となる。（例年1人） 2013年8月13,670人	①～④ MR2期として対象年齢に個別勧奨（郵送）
8	日本脳炎	日本脳炎ウイルス	豚などの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染	高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれん、急性脳症	1972年以降100人未満 近年10人未満が西日本中心に発生（2011年：9人）	①～④ 毎年7月に各小学校から2年生～6年生に配布
9	ヒブ（Hib感染症）	インフルエンザ菌b型	飛沫感染	中耳炎、気管支炎、髄膜炎、敗血症、肺炎	年間約400人が発症 髄膜炎等重篤化1.5人／10万人（2012年）	①～④
10	（小児用）肺炎球菌	肺炎球菌	飛沫感染	細菌性髄膜炎、菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎	年間150人前後が発症 髄膜炎等重篤化11.4人／10万人（2012年）	①～④
11	子宮頸がん	ヒトパピローマウイルス（HPV）	性的接触による持続感染	ウイルスは自然排除、一部前がん病変の状態を経て子宮頸がん発症	年間約400人が発症	積極的勧奨は控えることになっているため、個別の問い合わせに対応（平成26年8月現在）
12	（高齢者）インフルエンザ	インフルエンザHA	空気感染	せき、発熱、肺炎を併発	60歳以上145万人が発症（2013年）	毎年65歳に到達者に個別勧奨（郵送）

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

⑥

事業名称　高齢者介護予防事業

担当課	健康長寿部　いきいき高齢課
事業の 現状と課題	本市として取り組んでいる介護予防事業としては、主として活動的な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上を目的とした「一次予防事業」と、生活機能が低下した高齢者を早期に発見・対応し、要介護状態等に陥ることを防ぐことを目的とした「二次予防事業」を実施している。 一次予防事業については、平成２５年度の実績として、市立保健センターと三日市市民ホールを拠点として計２０回の介護予防教室の開催とともに、市内各地域の集会所等に出向いて講座や教室開催事業を２５７回実施し、少しずつ広がりが見られてきている。また、継続的に活発な取り組みを行っている地域においては、高齢化率の伸びに比した要介護認定率の上昇が抑えられている傾向が見られているところであるが、市内全域に積極的な取り組みを定着させていくことが、恒久的な重要課題となっている。 二次予防事業については、対象者の把握事業は一定進んでいるものの、予防事業への参加率が低調であり、国が掲げる目標値とは長年大きく乖離している。 このような傾向や課題は、全国的に見られるところであり、今般、２０２５年を目途とした社会保障制度の確保に向けて、介護保険法等関係法の改正が行われ、介護予防事業については、国レベルで在り方が見直されたため、今後の事業実施については、制度改正等の動向を見ながら、効果的・効率的な事業内容について検討を進めているところである。
要検討事項	・自分の健康は自分でつくるという意識づくり ・地域での集える場づくり ・効果が実感できるプログラムづくり

会計	介護保険特別会計

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	04 高齢者福祉	02 健やかで安心できる暮らしを支援する

事業: 高齢者介護予防事業

整理番号 1449

目的

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。

目標

要介護、要支援認定を受けていない65歳以上の市民の半数に基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者を把握し、介護予防事業を実施する。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		13,738	総コスト(千円)		21,744	総合評価	B	妥当性 A
財源内訳	一般財源	3,632	内訳	事業費	13,738			効率性 A
	国府支出金	5,699		人件費	8,006			有効性 B
	地方債	0		公債費	0	評価理由	さらに介護予防を普及する必要があるため。	
	その他特定財源	4,407	一人あたり(円)		195			
			世帯あたり(円)		460			

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	事業目的が達成できており、自主グループ活動等で継続して介護予防に取り組めている。

今後の方向性

地域包括支援センター等と連携し、高齢者が自ら介護予防に取り組めるように支援する。

事業優先順位 2 細事業:1次予防事業

整理番号 02

目的

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが送り続けられるようにすること。

目標

一次予防事業を実施し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが送り続けられるように支援する。

事業実施主体	一部委託	事業開始年度	平成25年度	根拠法令	介護保険法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		2,760	0	2,760
財源内訳	一般財源	730	0	730
	国府支出金	1,145		
	地方債	0		
	支払基金交付金	885		
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト(千円)		5,124		
内訳	事業費	2,760	0	2,760
	人件費	2,364	0	2,364
	公債費	0	0	0
一人あたり(円)		46		
世帯あたり(円)		108		
参考	職員数(人)	0.31	0.00	0.31
	再任用職員数(人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

介護予防事業をきっかけに、自ら介護予防に取り組めるようにする。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	65歳以上の高齢者 約30,000人
A	A	B		

事業：高齢者介護予防事業

１．高齢者介護予防事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができることを目指し、高齢者介護予防事業を行った。

細事業：１次予防事業

１．１次予防介護予防教室

６５歳以上の市民を対象に筋力向上・栄養改善・口腔機能向上のプログラムを併せた総合教室、もの忘れ予防教室、うつ予防教室を行い、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように介護予防教室を保健センターと三日市市民ホールで開催した。

また、介護予防教室卒業生による自主グループの活動を支援するために、情報交換や運動指導などの交流会を行った。

＜１次予防介護予防教室＞

種　類	回数	参加実人数	参加延人数
総合教室（いきいき健康アップ教室）	１２回コースを２教室	５５	５０３
もの忘れ予防教室（脳げんき教室）	５回コースを２教室	３６	１５３
うつ予防教室（こころリフレッシュ教室）	４回コースを２教室	３７	１３０
自主グループ交流会	２回	５６	５６
すこやか体操教室	１０回	１１６	２９０
６５歳以上の歩き方教室	２回	４３	４３

事業優先順位	1	細事業：2次予防事業	整理番号	01

目的	介護が必要となるおそれのある生活機能の低下している人を早期に発見し、介護予防について支援すること。
目標	65歳以上の市民で要介護認定を受けていない人の半数を対象に基本チェックリストを郵送し、二次予防事業対象者の把握に努める。

事業実施主体	一部委託	事業開始年度	平成23年度	根拠法令	介護保険法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**10,978**	**3,522**	**7,456**
財源内訳	一般財源	2,902	965	1,937
	国府支出金	4,554	1,442	3,112
	地方債	0	0	0
	支払基金交付金	3,522	1,115	2,407
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		16,620	5,903	10,717
内訳	事業費	10,978	3,522	7,456
	人件費	5,642	2,381	3,261
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		149	52	97
世帯あたり（円）		352	125	227
参考	職員数（人）	0.74	0.30	0.44
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	地域包括支援センター等と連携し、二次予防対象者が継続して介護予防に取り組めるようにする。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市民
	A	B	B		

＜介護予防教室＞

健康チェック（血圧測定等）を行い、専門スタッフが健康に関する講話と体操（ストレッチ・筋力アップ）を行います。

細事業：２次予防事業

１．２次予防事業

２次予防事業把握事業で把握した２次予防対象者に通所型及び訪問型介護予防事業を実施した。

⑴２次予防対象者把握事業

６５歳以上で要介護・要支援認定を受けていない市民を対象（奇数月生まれ）に、基本チェックリストを実施した。

配布数　　１２,５９２通
回収数　　９,６９５人（回収率　77.0%）
内　２次予防対象者　　２,４０３人（24.8%）

⑵ 通所型介護予防事業

２次予防対象者に筋力向上・栄養改善・口腔機能向上のプログラムを併せた総合教室、もの忘れ予防教室、うつ予防教室を行い、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが送りつづけられるように、２次予防教室を保健センターと三日市市民ホールで開催した。

＜２次予防介護予防教室＞

種　類	回　数	参加実人数	参加延人数
総合教室（いきいき健康アップ教室）	１２回コースを３教室	８２	８２７
もの忘れ予防教室（脳げんき教室）	５回コースを１教室	３６	１５８
うつ予防教室（こころリフレッシュ教室）	４回コースを１教室	３７	１２８

⑶訪問型介護予防事業

２次予防対象者で心身の状況等のために、通所による介護予防事業への参加が困難で、訪問型介護予防事業が必要な高齢者を対象に、訪問による介護予防事業を実施した。

＜訪問型介護予防事業＞

種　類	参加実人数	参加延人数
訪問型介護予防事業	３０	１５７

※　２次予防対象者
…要支援・要介護認定を受けていない６５歳以上の市民を対象に、基本チェックリストを実施した結果生活機能低下が疑われるもの。

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

⑦

事業名称　市営住宅関係事業

担当課	都市づくり部　都市創生課
事業の 現状と課題	本市の市営住宅は、平成７年度以降に建てられた中・高層の耐火建築物となっていますが、建設から約２０年に迫る住宅もあり、住宅設備の故障の連絡が増加しています。また、近隣とのトラブルに関する連絡も増加しており、今後も直営で実施すべきかどうかが課題となっています。 また、市営住宅の駐車場には、空き区画もあることから、その有効活用も課題となっています。
要検討事項	・市営住宅への指定管理者制度の導入について ・市営住宅駐車場の一時貸しについて

所管課	都市づくり部都市創生課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第4章 安全安心都市	11 住宅	01 良質な公的住宅を整備・充実する

事業：市営住宅関係事業

整理番号 0322

目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを市民で住宅に困窮する低所得者に対して賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に努める

目標

既存市営住宅（204戸）の維持管理

事業費・財源

事業費（決算額）（千円）		24,027	総コスト（千円）		127,930	総合評価	A	妥当性 A
財源内訳	一般財源	0	内訳	事業費	24,027			効率性 A
	国府支出金	0		人件費	6,100			有効性 A
	地方債	0		公債費	97,803	評価理由	市営住宅の適切な管理を行ったため。	
	その他特定財源	24,027	一人あたり（円）		1,145			
			世帯あたり（円）		2,707			

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	市営住宅の適切な管理を行ったため。

今後の方向性

定期的、計画的な点検や早期修繕をすることで、コスト削減とストックの長寿命化を図る。市営住宅の安定的な経営を行うために、住宅使用料の口座振替推進や早期に未納を見つけ滞納に至らないよう注意喚起を促す。

事業優先順位 1

細事業：市営住宅維持管理事業

整理番号 01

目的

市営住宅環境の維持、保全

目標

市営住宅の維持・保全点検、修繕を行い、入居者の居住の安定や確保を図る。指定管理者制度導入の是非及び駐車場使用料の適正化について検討を行う。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	公営住宅法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		23,915	14,945	8,970
財源内訳	一般財源	0	0	0
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	市営住宅使用料	23,676	14,945	8,970
	移設業務負担金	179		
	毀損に伴う弁償金	60		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		126,293	117,509	8,784
内訳	事業費	23,915	14,945	8,970
	人件費	4,575	4,761	−186
	公債費	97,803	97,803	0
一人あたり（円）		1,131	1,041	90
世帯あたり（円）		2,672	2,492	180
参考	職員数（人）	0.60	0.60	0.00
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

長寿命化計画やファシリティマネジメントによる定期的、計画的な点検や早期修繕でストックの長寿命化を図る。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	市営住宅の入居者
A	A	A		

事業：市営住宅関係事業

１．市営住宅関係事業

良質的な市営住宅（204 戸）を充実させ提供するために、維持・保全点検、修繕を行い、住宅に困窮する低所得者に対して迅速かつ公平に賃貸を行った。また、住宅使用料等の納付により市営住宅の安定的経営を行った。

細事業：市営住宅維持管理事業

１．市営住宅維持管理

公営住宅法の趣旨に沿って､前年度に引き続き平成 25 年度も現有市営住宅の維持補修と適正かつ合理的な管理に努めた。

(1) 管理戸数及び入居戸数

平成 26 年 3 月 31 日現在における管理戸数及び入居戸数は下表のとおり。

区分	管理戸数	入居戸数
計	２０４戸	１８４戸

(2) 維持管理業務

平成 25 年度において、住宅の維持管理業務を次のとおり実施した。

①維持補修業務

ア．市営桜ヶ丘住宅維持補修　１，４０９，５６０円
イ．市営栄町住宅維持補修　６３３，６３０円
ウ．市営昭栄町住宅維持補修　５５６，８６５円
エ．市営三日市西住宅維持補修　１，９０１，１９８円
オ．市営小山田住宅維持補修　１７５，８３３円

②保守点検等委託業務

ア．消防用設備等点検業務　１２４，９５０円
イ．受水槽保守点検業務　８２１，６２５円
ウ．エレベーター保守点検業務　８３７，９００円
エ．樹木等管理業務　１，７０１，０００円
オ．駐車場管理等業務　７７４，０００円
カ．電波障害対策施設保守点検業務　１，１３９，２５０円

③住宅維持等委託業務

ア．市営栄町住宅低木除去業務　２２４，７００円
イ．テレビ電波障害対策施設等ケーブル移設業務　１７９，５５０円

④エレベーター設置工事設計委託料

ア．市営桜ヶ丘・栄町住宅エレベーター整備他工事設計業務　５，５６５，０００円
イ．市営桜ヶ丘・栄町住宅地質調査業務　８８２，０００円

⑤市営住宅工事状況

ア．旧市営三日市住宅法面応急復旧工事　１，１０２，５００円

事業優先順位	2	細事業：市営住宅使用料収納事業	整理番号	03

目的	市営住宅の安定的経営
目標	家賃・駐車場使用料・共益費の収納率の向上を図るため、口座振替件数の増加を進める。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和47年度以前	根拠法令	公営住宅法

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**112**	**56**	**56**
財源内訳	一般財源	0	0	0
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	市営住宅使用料	112	56	56
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		1,637	1,643	−6
内訳	事業費	112	56	56
	人件費	1,525	1,587	−62
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		15	15	0
世帯あたり（円）		35	35	0
参考	職員数（人）	0.20	0.20	0.00
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性	新規入居者に対して率先して口座振替を推奨する。

評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	市営住宅の入居者
	B	B	B		

市営栄町住宅

市営桜ヶ丘住宅

細事業：市営住宅使用料収納事業

１．市営住宅使用料収納事業

市営住宅の安定的な経営を図るために、住宅使用料等の適切な納付を勧める。

(1)口座振替の推進

納期限に自動的に引き落とされる口座振替を推進することで、住宅使用料等の納め忘れを防止し、市営住宅経営の安定化を図ることができた。

① 口座振替の世帯数

平成 26 年 3 月 31 日現在において、口座振替世帯数は 105 世帯。

② 口座振替の件数

住宅使用料等を納期限にて入居者の預金口座から口座振替をした件数、各金融機関に対して支払った口座振替手数料は下表のとおり。

口座振替件数	口座振替手数料
延べ 1,195 件	14,436 円

(2)納付指導

納期限を過ぎた住宅使用料等について、納付相談や年 3 回文書送付等にて納付指導を行った。

納付依頼状	督促状	催告状
延べ 35 件	延べ 54 件	延べ 51 件

市営昭栄住宅

市営三日市西住宅

平成26年度
公開事業評価（かわちながの版外部行政評価）
現地視察・事前説明会資料

⑧

事業名称　社会教育課題対応事業

担当課	生涯学習部　ふるさと交流課
事業の 現状と課題	社会教育課題いわゆる現代的課題を学習する機会を、公民館や市民交流センターなどで提供している。教育行政として、市民に学んでもらいたい課題を学習するため、材料費等の実費は参加者が負担するが、講師謝礼については、市が負担している。 子どもを対象とした事業も基本的には同様の考え方で、材料費等の実費を参加者が負担している。また、「公民館こども教室」は、通年の子どものクラブ活動という考えから、講師料も参加者が負担している。 材料費や講師料を負担することで、子どもの体験の機会が奪われている場合があることも否定できない。受益者負担があるために、事業に参加できない子どもの体験の機会を担保する方策が課題である。
要検討事項	「社会教育」事業の内、子どもを対象とした事業では、受益者負担の観点からではなく、等しく教育を受ける権利を保証するという観点を優先できるか。

所管課	生涯学習部ふるさと交流課

施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第3章 元気創造都市	04 社会教育	01 人づくりのための仕組みを充実する

事業: 社会教育課題対応事業

整理番号 0570

目的

社会教育として教育目標を設定し、急激な社会の変化やその時々の課題に、市民が認識をもって対応できるように育成し、地域の教育力の向上を図る。

目標

社会教育課題を適切に把握し、市民ニーズ・行政ニーズにあった講座等を実施する。また、公民館においては、地域のニーズを把握することにより、各地域との連携を図り、地域課題にあった講座を実施する。

事業費・財源

事業費(決算額)(千円)		2,614
財源内訳	一般財源	2,614
	国府支出金	0
	地方債	0
	その他特定財源	0

コスト情報・評価

総コスト (千円)		4,520
内訳	事業費	2,614
	人件費	1,906
	公債費	0
一人あたり(円)		40
世帯あたり(円)		96

総合評価

B	
妥当性	A
効率性	A
有効性	B

評価理由: 社会教育課題を適切に把握し、市民ニーズ・行政ニーズにあった講座等を実施した。

貢献度

施策に対する事業貢献度	A	根拠	市民がさまざまな社会教育に関する学習を行うことにより、地域への活動に繋がっていく。

今後の方向性

社会教育において、地域課題の解決に関する学習機会の提供や地域人材の活用は、重要な部分をしめる。今後も、地域課題の把握や地域人材の発掘に努める。

事業優先順位	3	細事業:こども・青少年対象事業	整理番号	02

目的

子ども・青少年や親子を対象に、市民の社会教育活動を推進するため、学習や体験の機会を提供すること

目標

子ども・青少年や親子が参加できる講座、講習会、体験活動等を公民館で行う。また、子どもが年間を通じて活動できる「公民館こども教室」を開催する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和52年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		260	272	−12
財源内訳	一般財源	260	272	−12
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		717	669	48
内訳	事業費	260	272	−12
	人件費	457	397	60
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		6	6	0
世帯あたり (円)		15	14	1
参考	職員数 (人)	0.06	0.05	0.01
	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性

子どもの体験活動の場を、引き続き確保し、参加者が増えるように、積極的に広報活動を行う。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	B	河内長野市民(子ども・青少年・親子)

事業：社会教育課題対応事業

急激な社会の変化やその時々の課題を、市民自らで解決することができるよう、社会教育の視点から市民への学習及び啓発の機会を提供した。

社会教育として教育目標を設定し、急激な社会の変化やその時々の課題に、市民が認識をもって対応できるように育成し、地域の教育力の向上を図った。

細事業：こども・青少年対象事業

１．公民館における子ども対象事業（通年分）

公民館において、子どもたちが年間を通じて活動できる「公民館こども教室」を実施した。

公民館名	講座名	開催日（毎月）	のべ参加人数
川上	簡単おやつ教室	第１日曜日	89
加賀田	ジャズダンスクラブ	第１・３土曜日	459
加賀田	キッズステップダンス教室	第１・２・３日曜日	602
高向	硬筆ペンギンクラブ	第１・３土曜日	381
高向	小学生まんが道場	第２土曜日	138
高向	中学生まんがクラブ	第２土曜日	41
千代田	工作教室	第２土曜日	130
三日市	書道教室	第２・４土曜日	308
三日市・高向・南花台	こども農園（花の文化園共催）	第２土曜日	62
天見	陶芸教室	第４土曜日	133
天野	キッズヨーガ教室	第２・４土曜日	139
天野	おもしろ科学実験・科学工作教室	第４土曜日	125
南花台	話し方教室	第４日曜日	60

２．公民館における子ども対象事業

夏休み等の長期休業中や休日に、工作教室や絵画教室などを実施し、こどもの体験・活動の場を提供した。

川上公民館　「色鉛筆で夏の虫を描こう」ほか１講座　のべ　２９名参加
加賀田公民館　「水辺の生き物探偵団」ほか２講座　のべ　７１名参加
高向公民館　「ペットボトルと紙粘土でつくる貯金箱」ほか３講座　のべ１１７名参加
千代田公民館　「ちりめんモンスターを見つけよう」ほか３講座　のべ３５４名参加
三日市公民館　「パッチワーク教室」ほか１講座　のべ　３３名参加
天見公民館　「夏休み囲碁・将棋教室」ほか３講座　のべ　７４名参加
天野公民館　「オリジナルアクセサリーを作ろう」ほか２講座　のべ　５２名参加
南花台公民館　「子どもシェフのおいしいレシピ」ほか３講座　のべ　５１名参加

紙コップロボットを作ろう

レザークラフト教室

事業優先順位	1	細事業：地域の学習拠点づくり事業	整理番号	03

目的
公民館が地域における社会教育活動の学習拠点となるような事業展開を図る。

目標
公民館において、地域の課題解決のための講座、地域を知るための講座や地域人材を講師とする講座を開催する。
また、地域にある施設としの公民館の役割を果たすため、様々な社会教育課題を解決するための講座を開催する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和52年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**762**	**900**	**−138**
財源内訳	一般財源	762	900	−138
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		1,219	1,297	−78
内訳	事業費	762	900	−138
	人件費	457	397	60
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		11	11	0
世帯あたり（円）		26	28	−2
参考	職員数（人）	0.06	0.05	0.01
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性
各地域においても課題が必ず存在するので、地域との連携強化に努め、様々な課題解決のための事業を実施する。また、公民館利用者が、公民館で学んだことなどを、子どもたちや地域活動に還元できるような取組みを行っていく。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	
A	A	B		河内長野市民

事業優先順位	4	細事業：いきいき講座	整理番号	04

目的
市民の社会教育活動を推進するため、現代的課題に関する学習機会を提供すること

目標
現代的課題に関する課題をテーマに、5回シリーズの講座を年2回開催する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	平成15年度以前	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費（決算額）（千円）		**300**	**303**	**−3**
財源内訳	一般財源	300	303	−3
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト（千円）		376	700	−324
内訳	事業費	300	303	−3
	人件費	76	397	−321
	公債費	0	0	0
一人あたり（円）		3	6	−3
世帯あたり（円）		8	15	−7
参考	職員数（人）	0.01	0.05	−0.04
	再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00

今後の方向性
市民が気軽に現代的課題を学習する機会であるので、今後もテーマ設定等を工夫しながら、継続する。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者	
A	A	B		河内長野市民

細事業：地域の学習拠点づくり事業

１．地域の学習拠点づくり事業

公民館が、地域での学習拠点となるように、統一のテーマで実施する「公民館リレー講座」や各地域の課題について考える講座等を実施した。また、地域住民を講師にむかえた講座や小学校への「出前講座」も実施した。

川上公民館	「男性限定講座　元気だ！ペンキだ！」ほか１４講座	のべ参加者数	１，０７７名
加賀田公民館	「自主防災の立ち上げに向けて 」ほか４講座	のべ参加者数	１６１名
高向公民館	「味噌作り」ほか５講座	のべ参加者数	９５名
千代田公民館	「認知症講演会」ほか９講座	のべ参加者数	１，０７８名
三日市公民館	「パソコン講座はじめてのインターネット」ほか８講座	のべ参加者数	１７６名
天見公民館	「コミュニケーションの花、咲かせませんか」ほか１３講座	のべ参加者数	２１４名
天野公民館	「生活の中の危険を考える」ほか１６講座	のべ参加者数	３０８名
南花台公民館	「家族でできる介護」ほか１９講座	のべ参加者数	７５２名

天見の白みそ作り

家族でできる介護講座
～プロに学ぶ介護のコツ～

細事業：いきいき講座

１．いきいき講座

市民の社会教育活動を推進するため、現代的課題に関する学習機会として、「いきいき講座」を開催した。

⑴前期　テーマ『人生のターニングポイント～わたしの人生を変えた瞬間・ひとこと～』

①「春野恵子の浪曲一直線！～女優の道からビビッときて～」	参加者数	１２２名
②「私にしか書けないものがある～反響の乏しいテーマを追う勇気～」	参加者数	１２２名
③「男子厨房に入る！～育児・家事・介護に関わって～」	参加者数	９８名
④「東日本大震災の復興活動を通してみえたこと ～私の人生を変えた多くの出会い～」	参加者数	１１１名
⑤「人生、太く永く、生涯現役～万事如意～」	参加者数	９９名

⑵後期　テーマ『わたしの座右の銘』

①「織田作之助の世界～腹ペコの人間の感覚～」	参加者数	１３３名
②「美味しく食べてイキイキ健康！～野菜でアンチエイジング～」	参加者数	１３４名
③「イクジイになろう！～今どきの子育て・今どきのパパ～」	参加者数	１０９名
④「健康と体力を維持するには～頭もからだも動かして～」	参加者数	１４４名
⑤「師匠　笑福亭松喬の教え～弟子修行あれこれ～」	参加者数	１２５名

事業優先順位	2	細事業:家庭教育・子育て支援事業	整理番号	08

目的
家庭での教育力の向上のため、地域での子育てを支援するため。

目標
公民館や子ども・子育て総合センターにおいて、子育て講座や親楽習を開催する。また、各PTAと協働での家庭教育講座や新小学1年生の保護者向けの子育て講座を開催する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和52年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		965	1,047	−82
財源内訳	一般財源	965	1,047	−82
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		1,422	1,444	−22
内訳	事業費	965	1,047	−82
	人件費	457	397	60
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		13	13	0
世帯あたり (円)		30	31	−1
参考	職員数 (人)	0.06	0.05	0.01
	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性
学習機会を減らすと、参加する機会を減らすこととなるので、市民交流センター、公民館などにおいて、学習機会の提供を続け、広報方法等を工夫する。また、地域住民に対しても、積極的に家庭教育支援に参加してもらうため、講座等を実施する。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	A	河内長野市民

事業優先順位	5	細事業:一般対象事業	整理番号	10

目的
市民を対象に、社会教育を推進するための現代的課題に関する学習機会を提供すること

目標
公民館において、現代的課題に関する講座を開催する。

事業実施主体	直営	事業開始年度	昭和52年度	根拠法令	

事業費・財源

		平成25年度	平成24年度	比較
事業費(決算額)(千円)		327	269	58
財源内訳	一般財源	327	269	58
	国府支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
		0		
		0		

コスト情報・従事職員数

		平成25年度	平成24年度	比較
総コスト (千円)		784	666	118
内訳	事業費	327	269	58
	人件費	457	397	60
	公債費	0	0	0
一人あたり (円)		7	6	1
世帯あたり (円)		17	14	3
参考	職員数 (人)	0.06	0.05	0.01
	再任用職員数 (人)	0.00	0.00	0.00

今後の方向性
現代的課題を学習する機会を提供することは重要なことであるため、広報方法等を工夫しながら、事業を継続する。

評価

妥当性	効率性	有効性	対象者
A	A	B	河内長野市民

細事業：家庭教育・子育て支援事業

１．親楽習（おやがくしゅう）事業

⑴ 子育て中の保護者を対象とし、子ども交流ホールにおいて、３回実施。

⑵ 小・中学生に対する親楽習講座の実施。

【小学校】加賀田小学校５年生・６年生

【中学校】美加の台中学校１年生・千代田中学校３年生・東中学校１年生・ 西中学校１年生

⑶ 市ＰＴＡ母親部会において実施。

⑷ ママｃａｆｅ(ｶﾌｪ)参加者を対象に実施。

２．公民館における家庭教育・子育て支援事業

公民館において､子育て中の親が参加できる講演会や講習会を実施し､親同士の交流を図る機会を提供した。事業実施の際には、保護者が参加しやすいように一時保育もあわせて実施した。

加賀田公民館	「子育てわいわいルーム」	参加者数　のべ　６０名
高向公民館	「エンジョイ子育て」	参加者数　１７名
千代田公民館	「はじめてのコモンセンスペアレンティング」ほか２講座	参加者数　のべ１８８名
三日市公民館	「親子でつくるクリスマス３Ｄごはん」ほか２講座	参加者数　のべ２００名
天野公民館	「ちょっと得する子育てのコツ」	参加者数　１２名
南花台公民館	「今日から私もゆったり育児」ほか２講座	参加者数　のべ１７５名

３．ＰＴＡとの協働による家庭教育講座

１５小中学校園において実施　　参加者数　６，０９６名

４．新小学１年生の保護者を対象とした「子育て学習」事業

１２小学校において実施　　参加者数　６８４名

５．子ども・子育て総合センターとの共催事業

就園児以上の子どもをもつ保護者を対象とするサークル活動の支援を行い､「先輩ママ」のネットワークを構築するとともに、将来的に､「先輩ママ」として、地域での子育て支援の担い手となる人材育成のための事業を実施した。

「ママｃａｆｅ（ｶﾌｪ）～ちょっぴり先輩ママのサークル活動」　　２３名参加

絵本の読み聞かせ講座

親楽習

細事業：一般対象事業

１．一般対象事業

公民館において、市民を対象に、社会教育を推進するための現代的課題に関する学習機会を提供した。

川上公民館	「やさしい相続、遺言状の話」ほか１講座	参加者数　のべ　５３名
加賀田公民館	「郷土の歴史を学ぶ　幕末維新伝　天誅組」ほか５講座	参加者数　のべ　７７名
高向公民館	「アロマとかんたんリンパマッサージ」ほか３講座	参加者数　のべ１００名
千代田公民館	「コウボ（酵母）生活のススメ」ほか１講座	参加者数　のべ　５４名
三日市公民館	「お正月料理教室」ほか１講座	参加者数　のべ　５６名
天見公民館	「シニアの健康講座　ラジオ体操と健康空手」ほか１講座	参加者数　のべ　３９名
天野公民館	「家庭でできる食中毒撃退のイロハ」ほか６講座	参加者数　のべ１１２名
南花台公民館	「女性力アップ講座」ほか１講座	参加者数　のべ　６４名

平成26年度

公民館こども教室

新年度 参加者募集!

≪平成26年5月開講≫

※持ち物などの詳細は 各公民館にお問合せください。
※申込みが定員(下限)未満の場合は開講しない場合があります。

≪ 申込先住所一覧 ≫		
天野公民館 〒586－0086 天野町1520－5 ／ TEL 55－6191		千代田公民館 〒586－0009 木戸西町1－2－9 ／ TEL 55－1125
高向公民館 〒586－0036 高向515－3 ／ TEL 54－4548	加賀田公民館 〒586－0071 加賀田617－4 ／ TEL 62－2116	川上公民館 〒586－0053 寺元501 ／ TEL 65－1612
天見公民館 〒586－0061 岩瀬1244 ／ TEL 63－4074	南花台公民館 〒586－0077 南花台8－4－1 ／ TEL 63－1131	三日市公民館 〒586－0048 三日市町288－1 ／ TEL 62－6155

◎ 受講を希望する公民館へ必ず**往復ハガキ**で **郵送**でお申込みください。
◎ 応募者多数の場合は抽選します。結果は返信ハガキでお知らせします。
≪昨年度、同じ教室があった場合は、未受講者を優先しますので、ご了承ください。≫

公民館こども教室参加者の保護者のみなさまへ

○お子さまは、保護者の方が責任をもって送迎してください。
○公民館は公共施設ですので、公民館事業や市の事業が活動日と重なった場合は、活動場所や時間の振替、また場合によっては休止する場合がありますのでご了承ください。なお、変更等がある場合は、事前に公民館から連絡いたします。
○公民館こども教室は、学習塾・カルチャーセンターではなく、こどもの体験の場です。館外で通用する資格や免状の発行はありませんのでご注意ください。

☆締切り後に定員に空きがある場合もあります。各施設にお問合せください。

４月１５日（火）締切（当日消印有効）

往復ハガキ記入のしかた

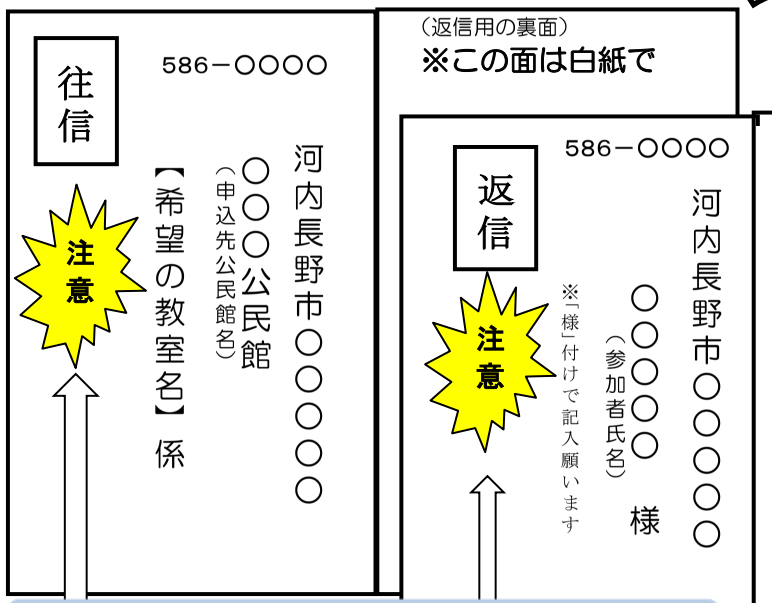

4月1日から、はがきの郵便料金は**52円**になります。

・希望の教室名
・住所
・氏名（よみがな）
・性別
・学校名・学年
・電話番号

※申込みハガキ1枚につき、**参加者1名・1講座**のみ。
※兄弟姉妹でまったく同じ教室に参加の場合のみ複数名記入可。

硬筆ペンギンクラブ

硬筆の基礎を学びます

開講日　5月17日（土）
毎月第1・3土曜日　9:30～11:30（2部制）
9:30～10:30（低学年）10:30～11:30（高学年）
対象：小学1年生～6年生
定員20名
参加費（月額）：1200円
場所：高向公民館

中学生まんがクラブ

マンガの専門的な技術を指導します

開講日　5月10日（土）
毎月第2土曜日　13:00～14:30
対象：中学1年生～3年生
定員15名
参加費（月額）：700円
場所：高向公民館

小学生まんが道場

四コマまんがを描きます

開講日　5月10日（土）
毎月第2土曜日　10:00～11:30
対象：小学3年生～6年生
※低学年の場合でも、ご相談に応じる場合があります
定員15名
参加費（月額）：700円
場所：高向公民館

キッズヨーガ教室

体力・集中力を身につけ、姿勢を矯正します

開講日　5月10日（土）
毎月第2・4土曜日　10:30～11:30
対象：小学1年生～6年生
定員15名
参加費（月額）：1000円
場所：天野公民館

おもしろ科学教室

驚きと感動を与える
さまざまな科学の実験をします

開講日　5月17日（土）
毎月第3土曜日　10:00～11:30
対象：小学4年生～中学生
定員15名
参加費（月額）：1000円
場所：天野公民館

工作教室

身近にある材料を使って
おもちゃを作り、遊びます

開講日　5月10日（土）＜5月～翌2月＞
毎月第2土曜日　13:30～15:00
対象：小学1年生～3年生
定員15名
参加費（月額）：500円
場所：千代田公民館

お菓子教室

お菓子作りを通して食への興味を喚起します

開講日　6月1日（日）
毎月第1日曜日　9:00～12:00（8月は行いません）
対象：小学4年生～中学生
定員12名
参加費（月額）：1000円
場所：川上公民館

陶芸教室

ねんどで動物やクリスマスツリー・鈴・シーサーなど
いろいろな物を作ります
開講日　5月25日（日）
毎月第4日曜日　13:00～15:00
（10月は行ないません）
対象：小学1年生～6年生
定員16名
参加費（月額）：1200円
場所：天見公民館

ジャズダンスクラブ

ジャズダンスの基本から
曲にのって踊れるようになるまで

開講日　5月10日（土）
毎月第2・4土曜日　11:00～12:00
対象：小学1年生～6年生
定員20名
参加費（月額）：1000円
場所：加賀田公民館

キッズステップダンス教室

リズムダンスの基本から
曲にのって踊れるようになるまで

開講日　5月18日（日）
毎月第1・3日曜日　10:30～11:30
対象：小学1年生～6年生
定員25名
参加費（月額）：1000円
場所：加賀田公民館

トークレッスン

ボイストレーニングや表現力を楽しく学び
コミュニケーション能力を高めよう！

開講日　5月25日（日）
毎月第4日曜日　10:00～11:30
対象：小学4年生～中学生
定員15名
参加費（月額）：500円
場所：南花台公民館

書道教室

集中力を身につけ、字の美しさを味わい
楽しく文字を書く力を養います

開講日　5月10日（土）
毎月第2・4土曜日　9:30～11:00
対象：小学3年生～6年生
定員20名
参加費（月額）：1000円
場所：三日市公民館

花の文化園共催 子ども農園教室

野菜の栽培から収穫までを
一年を通して実際に体験します
※教室は”花の文化園”で開催します
開講日　5月10日（土）
毎月第2土曜日　10:30～11:30
対象：小学1年生～6年生
（小学1・2年生は保護者同伴）
定員20名　※5名以下の場合は実施しません
参加費（月額）：1000円
申し込み：三日市公民館